

厚生文教常任委員会

令和4年9月9日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 令和4年9月9日(金) 午前9時30分 開会
午後2時39分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	奥本佳史
副委員長	谷原一安
委員	柴田三乃
〃	坂本剛司
〃	杉本訓規
〃	西井 覚
〃	藤井本 浩

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	川村優子
議員	横井晶行
〃	吉村 始
〃	松林謙司
〃	増田順弘

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也
市民生活部長	前村芳安
環境課長	西川勝也
〃 補佐	松本賢治
こども未来創造部長	井上理恵
こども未来課長	中井智恵
〃 補佐	芳仲栄治
こども・若者サポートセンター所長	川崎圭三
教育部長	西川育子
教育部理事	板橋行則
学校教育課主幹	遠藤孝晃

〃 西川直孝

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 岩永睦治

書記 新澤明子

〃 神橋秀幸

7. 付議事件（付託議案の審査）

なし

調査案件（所管事項の調査）

- （1）住環境の改善に関する諸事項について
- （2）就学前児童の保育と教育に関する諸事項について
- （3）ICT教育に関する諸事項について
- （4）不登校に関する諸事項について

開 会 午前9時30分

奥本委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。厚生文教常任委員長の奥本でございます。

さて、4日前、非常にショッキングなニュースが飛び込んでまいりました。静岡県の認定こども園でスクールバスに3歳の女の子が取り残されて亡くなるという、非常に痛ましい事件でした。詳細がいろいろ判明するに従って、助けを呼ぼうにも呼べないところにいらっしやって、かつ暑さで服を脱いで、持っていた水筒も空になるまで最後まで頑張ってらっしやった。本当にご両親の気持ちを思うと非常にもういたたまれない事件です。私も、ちょうど娘が9歳の誕生日の2日前、実は今日がその日なんですけど、難病というのが分かって、もう余命3か月と宣告を受けたことがありました。当時、もう行政とは私、何のかかわりもなかったんで、もうとにかく病気の治療のことで精いっぱい、そういう手続なんか全く分かりませんでした。何か月か経った頃に、どうしても行政の書類が必要ということで、当時、葛城市になって間もない頃だったと思うんですけども、庁舎の窓口に行かせてもらいました。そのときに対応していただいた方が、本当にもう懇切丁寧にいろんなことを教えてくださって、難病指定ができると。そうすると国からのそういう治療費がいただけると。そんなことも全然知らなかったんですけども、そういうことも全て教えてくださって、分からないところを手続してくださいました。それ以外にも、当時としては本当にもう業務の範囲を逸脱した状況だと思んですけども、家に連れて帰って看病したいということで病院から家に連れて帰って、そこで地域医療とつなげてなおかつ保健所と連携するという手助けをやってくださったんです。その方、もう既にいらっしやらないんですけども、本当に私、もううちの家族にとっては大恩人です。そういう職員がかつてはいらっしやいました。

何を言いたいかというと、この厚生文教常任委員会というのは、本当にその人々の暮らし、市民の暮らし、高齢の方も、働いてらっしやる方も、なおかつ子どもたちも含めた生活を考えていく場でもあります。そういったところに何ができるんだろうか。今回の事件もこれから検証されて、行政が、あるいは議員が、政治家が何ができるかという検証も始まると思いますけども、1つ言えるのは、やはりその困ってらっしやる方の気持ちに寄り添って立つという、そういう態度かなと思んです。本当にかつてそういう職員もいらっしやって、今まさに普段の窓口、市民との最前線に立って、皆さん方、職員の方々頑張っておられると思うんですけども、今まで含めて、これ以上もこれからもずっとそういう寄り添った気持ちを持って対応していただけたらと思います。我々も、やっぱり議員として何ができるかというのを常日頃、もう一回初心に立ち返って考えながら、審議も含めて考えていきたいと思つてますので、本当に皆さん方、協力をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、委員外議員の紹介をさせていただきます。増田議員、吉村議員、松林議員、横井議員。

発言される場合は挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押して

から、ご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

今回、本委員会に付託されました付議事件はございませんので、本委員会の所管事項の調査案件についてを議題といたします。

調査案件のまず1番目、住環境の改善に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきましては、まず私のほうから2点ほど質問させていただきたいと思います。

まず1点目、以前からこの委員会で取り組んでおります有価物の一時保管所についての関連するところなんですけども、厚生文教常任委員会では住環境の中で騒音という点に着目しております。その騒音発生が予想されるという事業者から開業届等が出されたとき、その際、市がどういった指導をされてるかについてお伺いしたいと思います。

西川環境課長。

西川環境課長 おはようございます。環境課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

1つ目の今の質問の、騒音発生が予想される事業者の事前相談についてですが、騒音規制法の対象となるものは特定施設を設置している特定工場、事業所から発生する騒音を規制しております。特定施設とは、金属加工機械であったりとか、空気圧縮機等11種類が指定されておまして、それらの機械を設置した工場、事業所が特定施設として定められております。葛城市におきましても、工場、事業場が特定施設を設置する場合につきましては、設置する30日前までに届出を提出していただく必要がございます。届出が提出され、その機械が規制基準値内であるかの確認をさせていただき、事前指導を行っております。

以上でございます。

奥本委員長 まずこのことについて、何かご質問等、確認事項等ございましたらお願いします。

杉本委員。

杉本委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

その騒音について、前も僕、資料いただいて、これは一瞬の音なのか持続的な音なのかという話しさせてもらったと思うんですけども、その辺についてのルール決めみたいな話は。例えば前のおっしゃるんやったら、ずっと持続的に動いてる機械の騒音があればいいんやから駄目ですよという資料やったと思うんですけど、今、単発的なのがしゃんがしゃんとなるやつというのは取り締まれないというか、ルール上は見れないわけじゃないですか。それを何とかしてくださいねというふうに前、僕、話したと思うんですけど、その後の展開というか、何か話し合いみたいなんはされたんですかね。

奥本委員長 西川環境課長。

西川環境課長 基本的にルールはないわけですが、現場等でちょっと待機とかそうやってさせていただいて、そういう音が騒音計等を持って計測させていただいて、単発的な音であってもそういう音が出る場合については、お願いベースではあるんですけども、今これぐらいの音が出ておりますというような形で事業者には指導していこうかなという方向で今、進め

させていただきます。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 じゃあ、今、何の話合いしてたかあんまり分からなくなってくるんですけども……。

奥本委員長 今の現状は、その市が開業される事業者に対して、その騒音とかの取決めをどういう形で告知というか、されてるか。

杉本委員 ちょっと僕、間違ってますか、質問。

奥本委員長 その延長ということで認めますので。

杉本委員 同じ意味ですよ。新しく開業される方もその騒音対象になってくるから、それを何とかしないとけないんじゃないのという大前提が僕らあると思うんです。

奥本委員長 ですから、杉本委員おっしゃるのは、最初にそういう告知がされてて、うまく徹底されてれば、そういうところにも注意していただけるんじゃないかと。

杉本委員 そういうことです。

奥本委員長 ところが、今現状としては、それがそういう苦情みたいなんが出るような声が出てるといことは、徹底されてないんじゃないかという意味ですか。

杉本委員 そのとおりなんです。ほんなら、取りあえずそれは一旦置いとくというか、ちょっと考えてほしいんですけど、今、保育所の近くにあると思うんです。ないんかな。あると思うんです、近くに。ないですか。どことは言いませんけど、近いいうても真横じゃないですよ。その子どもたちの保育所とかにそういう騒音が届くといったらあれですけども、そういう苦情は出てないんですかね、今のところ。その施設からの苦情というか。お昼寝タイムとか余裕であるわけじゃないですか。皆さん、選挙のときとかやったら、保育所の横とかやったら、もう幼稚園の横とかやったら音消して走る配慮があるわけじゃないですか。日常のことになるとどうなんかなと思うんですけども、そういう苦情とかはないですか。

奥本委員長 西川環境課長。

西川環境課長 今現在、住民の方からの苦情等はございますが、そういう施設等からの騒音についての苦情は、今、うちのほうでは聞いておりません。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 そうしたら、これから更に、今現在はいいとしてというか、ないとして、これからのことを考えたときにそこをちゃんとやらんと、音が一番大きい音が周りの人らはいらんというか、そんな大きい音鳴らされてもとなるわけじゃないですか。そこをある程度締まっていかなかったら、この騒音に対して何か会議する意味があんまりないような気がするんですけど、その辺もうちょっと考えていただいて、他市がどないしてるかとかあんまり知らないですけども、その1回の音、全部、鉄とかでも何でも、がしゃっと音したときの音が取り締まれるようにしてほしいとか考えてほしいというのが僕の意見ですけども、これからやっていただくということでもいいですかね。言いつ放しなんでいいです。

奥本委員長 言いつ放しということですけども、これからのことをお問いになってるんで、ここは大事なところですから、西川課長、お答えいただけないでしょうか。

西川課長。

西川環境課長 先ほど説明をさせていただきました特定工場の騒音につきましては、騒音規制法で規制をされておりますので、その辺は規制できるのかなというように思います。届出の要らない金属スクラップ業等につきましては、今それに対応する法律云々がありませんので、他市とか県とかにもどういう対応されてるのかというのも聞かせていただきながら調査研究をさせていただいて、今後役に立ていきたいなというように考えております。

以上です。

奥本委員長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

柴田委員。

柴田委員 おはようございます。先ほどの杉本委員とちょっと関連するんですけども、その今の資材置場にもともとあった施設の仕様が変更になった場合、例えば今は違った目的でつくられてるのが宿泊施設になったりとした場合、やっぱり宿泊施設というのは静けさが求められると思うんですけども、そういった場合にどちらを優先するかというか、この騒音の基準をそれに沿って変更できるのか、またはその宿泊施設がその騒音によって施設の建設が阻止されるのか、その辺りをお聞きしたいんです。宿泊施設が求めるのは静けさだと思うんですけども、そこから出る騒音によって宿泊施設が、もう機能というんですか、そういうのが妨げられる場合、その業者にお願いすることができるのかとか、基準をその地域だけ変更することができるのかということをお聞きしたいと思います。

奥本委員長 柴田委員、確認ですけども、今おっしゃってるのは、その現状である有価物保管場じゃなくて、その近辺にある何らかの施設が、そういう宿泊とかいうように変更になった場合のその影響ということですか。

柴田委員 そうです。

奥本委員長 では、お願いします。

西川課長。

西川環境課長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

騒音規制法の基準値というのがございますので、それ以下であれば法的には何も問題はございません。今言うておられるような、隣がホテルに用途変更された場合であったとしても、その騒音の規制値以上の音を出しておれば、その事業者に対してそれ以下にということは指導はできるわけなんですけども、その騒音基準値以下であっても、ホテルをするに当たってうるさいというのであれば、ホテルを建設される方がそれなりの防音対策を取られるべきではないのかなというように思います。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 基準値を下げるというよりは、防音とかで防ぐべきだというか、そういうことができるということで、基準値というのはなかなか簡単に変更したりすることはできないことになってるんですか。簡単に変更はできない。この間いただいたその騒音規制法は、市独自のものではなくて国から定められたものであるという理解でよろしいでしょうか。なので、変更は市独自ではできないという、市独自のそういった条例とかはできないということの理解でいいでしょうか。

奥本委員長 西川課長。

西川環境課長 葛城市で今使っておりますのは、国の騒音規制法に基づいた規制基準を採用させていただいております。市独自の規制というのはできなくはないと思うんですけども、いうたらそういう工場云々等の騒音をもっと下げなければならないということもありますので、やっぱり工場の横にホテルというのはなかなかその建設というのは進まないのかなというようにも思いますので、市の中でこういう地域ですよということが明確に指定をされて、それ以外の用途のものはもう造りませんというような地域を設定することができれば、この地域は特別に騒音のほうはこうですよというようなことは考えられるのではないかなというように思います。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 じゃあ、その説明でしたら、市独自のことも設定も可能であるという理解でいいのかなというふうに私のほうは理解しました。ありがとうございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 そしたら、まずこの1点目については以上にさせていただきます。

次、2点目、農業の従事者等が行ってらっしゃる、農作業として行う草刈り等に関して、一時的に騒音規制の対象になるようなケースがあるのかもしれませんが、そういった作業される方についてのこういう騒音というか、大きい音に対しての周知というか、取締りとはまではできませんけども、その周知という、何かそういう取組をされてるのかについてお伺いしたいと思います。

西川環境課長。

西川環境課長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

農繁期になりますと、草刈り機に限らず農機具全般についての騒音の苦情が多数寄せられております。それに対して法的な規制するものはございません。また、作業時間等についても規制もないのが実情でございます。そのような苦情があった場合、環境課といたしましては、その都度現地に出向き、農家の方に苦情があったことをお伝えさせていただいて、周辺等に住宅がある場合は作業時間の配慮をお願いしますというような形でのお願いをさせていただいておるのが実情でございます。

奥本委員長 今ご説明いただきましたけど、まずこのことについてご質問等はございませんでしょうか。特にないですか。

西井委員。

西井委員 確かに今、議題になってる部分では、農業されてる方と逆にその近辺で住居を持っておられる方と色々な確執が出てきているというのは、確かにいろんな地域であると思います。また、農業されてるのに、今、答弁されたように、時間的に考えてくれという指導やねという形ですが、夏場の草刈り、暑いから朝早うからすると。ほんなら、昼の暑いときやったら幾分ましやから、それにしてくれということは、現実と言うたら指導するほうもしんどいと思います。どちらがどうかというより、できるだけお互いにその短期間だけはやっぱり辛抱し

てもらふような形をしなければ、どちらがどうやということをしたら逆に農業自体のする意欲も落ちるし、その近隣の住居で住まわれてる方も、やっぱり年に数回ぐらひは辛抱するよ
うな、お互いに互助の精神を持ってもらわんなんしょうがないんじゃないかと私は思います
が、ただ、いろいろんな地域でそういう問題もよく聞きます。うちの地域でも、「たまの日曜日に
朝早うからトラクター使うてぼんぼん言わしやがって」とかいうふうな話も聞いたことがあ
ります。ただ、それはお互いにやっぱり互助の精神でやってもらわんなん、これをどうする
かいうことは、確かに指導せえと言うけども難しい問題ではないかなと思っております。

奥本委員長 今のは、もうそういうご意見ということですね。

西井委員 意見だけで。

奥本委員長 ほかにございませんか。

坂本委員。

坂本委員 おはようございます。私も農業やってます。年2回、田んぼの草刈りやりますけれども、
やっぱり朝早くするのは住民の人に朝早いのにうるさいと思われると思って、暑いけども
夏は午後からやるというふうに心がけてやってますけれども、果たして住民の方がどれぐら
い苦情として言ってこられるもんなのかというのは意識してはやってないですけども、苦情
というのはやっぱりあるからこういう問題になってるんだと思うんですけども、逆にまた
違った見方をすると、草刈りをすると、今、農林課でも、荒れた農地はちゃんと草刈り管理
してくださいというふうに防災行政無線でも放送されてますから、草刈りやってくださいと
言っはりますからやるんですけども、そういう苦情というのはどれくらいあるもなんで
しょうか。

奥本委員長 西川環境課長。

西川環境課長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

田植前の農繁期前になりましたら、毎日二、三件ぐらひの頻度ではかかってきます。今、
それからまた田植前から夏場にかけては野焼きの苦情が、少なくとも1日1件程度、最近は
こういうふうな天候ですので野焼きもされる方がおられませんので、野焼きについても日に
1件等はかかってきます。今現在、一番かかっているのが、委員今おっしゃっていた
いたような草刈りの苦情のほうも、1日1件、2日に1件等のペースではかかっている
のが現状でございます。

奥本委員長 坂本委員。

坂本委員 ありがとうございます。草刈りといいましても、その土地一面を草刈りして終わるか、半
分してもうしんどいから終わるかというて、ずっと続けるわけじゃないので、住民の方には
迷惑かかっているかもわかりませんが、その点は農業者は農地の管理ということでやっ
てますので、住民の方にはちょっと辛抱してもらいたいなというふうに思います。

奥本委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 西井委員おっしゃったとおりやと思います。確かに近所の方がうるさいという苦情が来て、
担当課は対応するの大変やと思うんですけど、ちょっと解決策が見えないというか、ここで

僕らが話し合ってもという正直な意見なんです。それよりも、先ほどの施設の騒音、そっちをもっと重点的にまずは僕ら解決するべきやなど、今のお話聞いてて思ったんです。というのも、この話出て、もうまあまあ時間経ってると思うんですよね。今日出た話じゃなくて、でも結局、騒音に関しても僕ら前から言っていて、ほんでちゃんとこっちはアイデア出してるわけじゃないですか。こんぐらいの音だったら取り締まれる、言いに行けるようにしましょうというのも、今のところ動きにないに等しいと思うんです。むしろ、そっちをもうちょっと重点的にやるべきじゃないかなと思います。そこを、今の農家の皆さんの話、ほんま西井委員おっしゃったとおりにやと思って、僕らがここで話し合っただけで何か解決策、取りあえず少なくとも僕らいいアイデアが出ないんで、お互いがお互いええ雰囲気終われないと思うんで、そこはまあ置いて、その前に先ほどの騒音の問題を徹底的にもうちょっと次、議論できるようにしていただきたいなという感想だけ言わせていただきます。

以上です。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 私もちっとお聞きしとこうと思ったのは、同じようなことをおっしゃられたんですけども、まずこうやって議論を議会でさせてもらってるわけですけど、課長が言うように、やっぱり法というのがあるわけですね。法に基づいて、それを超えたらあかんでと指導するのは当たり前のことで、なかなかその法に行かない、基準に行かないという部分についてはお願いベースになんねんというのが、担当課長としての前々からのお話だったと思います。お聞きしたいのは、そういういわゆる基準を超えてるところは、これも皆さん聞いてはると思うんですけども、聞いてはるというのはネットでも見てはると思いますが、基準を超えてるようないわゆる騒音、そういうところはあるのかなのかというのをまず教えてもらいたいと思うんです。何かこう聞いてると、なかなか基準に行っていないのはお願いベースやからなかなか前へ進まないというように聞こえるんですけども、基準を超えたものが今まであったのかということをお願いしたい。それはやっぱり基準を超えるということになれば、こういうところで話をしてきちっとやっていかんなんもんやと思います。

あともう一つは、その音の迷惑度というんか、いややから、1日数件とか、農業にしる、電話が入ってくるんやと思うんですけども、具体的に先ほど坂本委員とか西井委員もおっしゃったけど、草刈りの刈り払いですつとするああいう音やと思うんですけど、ああいう音が基準よりも上やねんというもんは、こんな全国どこでもやっとなるわけで、あのレベルの音は大丈夫やねんと。ちょっと音の高さの、その刈り払いまで言うていくと農業やっておられる方に大変ご迷惑な話にもなるやろし、ただ、うるさいのも確かにそれは、赤ちゃんが寝てるころの横で刈り払いやられたら、それはそれも気持ちも分かる。あの音そのものが、あの音ぐらいでどうやねんというのを教えていただけたらなと。

奥本委員長 西川環境課長。

西川環境課長 一番先にお答えさせていただきましたように、この騒音規制法で基準となるその数値に対象するのが、特定施設の機械を据えたときの音というのが大前提になってきます。そういうことで、単発的なこういう特定施設じゃないところの音について規制できるという今、

法律がないんですけれども、うちといたしましてもその騒音規制法の中にある音を基準として測らせていただいて、それを超えておれば、やっぱり何らかの形で超えておりますので、その以下にはしてくださいということをお願いはさせていただいております。

(「そんなんケースとしてあったのかという」の声あり)

西川環境課長 それはございました。それは特定施設ではなかったんですけども、実際、測らせていただいて、その数値を見ていただいて、やっぱりこの数値よりも以下に抑えていただくということで、防音等の対策をしていただいて、その基準値内に収めていただいたというケースもございます。そういうことからして、農機具の草刈り機等につきましても、そういう規制値基準から言えばオーバーしております。しかしながら、その騒音規制法に該当する騒音ではないので、その規制値以上の音であってもお願いベースでさせていただいているのが実情でございます。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 だから、私も議論に加わりながらちょっと分かりにくかったのは、どのぐらいの音がその規制に当たんのと。今の話は分かりましたけれども、機械の草刈り機の刈り払い機のあの音、確かに音は高い、ああいうあのレベルはもう当たるといふのんね。ただ、それはでもその規制には引っかからないからということで、指導はできない。話はずれるか分からないですけど、住環境の改善ということでやってるわけですけど、やっぱり田園風景も残さんなんし、ええものがございますので、こういうことをあまり議論しないほうが私はええかなというふうに。農業のところら辺はもう1点に絞って今後どうやっていこうとかいうところですけども、それも法には今まで超えたところはちゃんと注意してんねんと、それ以外のところは住民からの音ということの、これは感覚の問題もございますから、あるけども、それはお願いベースでこういうことがありましたという報告をしてんねんと。考えてみるとそれしかでけへんのかなとは思いますがね。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 騒音問題は、法以下の問題については基本的に民民の問題になっていくと思うんですよ、当事者間の話し合い。そこに行政に対して直接何とかしてほしいというふうに出てくることも当然多くあるわけですけども、ただ私は、行政としての関係が出てくるとすれば、先ほどの草刈りとか農業機械の問題については、葛城市は住宅特例で市街化調整区域のところに住宅がどんどん建っております。それぞれの市街化調整区域は農家住宅等で、基本的には農家の方の建物しか建てられない。だからうるさくてもお互いさまということで収まってきたものが、今、本当に農地のすぐ横に新しい住宅が建つようなことを葛城市はやってるわけですから、だからこれは単純に民民と言えないようなところもあって、ちょっと私は知恵を絞っていく必要があるところなのかなというふうにも思っております。結論は出ませんけれども、もう日常的によく我々もクレームも受けたり相談に乗ることも多いので、ちょっと研究が要るのかなと、なかなか解決は難しいかなとは思いますがね、どっかできちっと

煮詰まるどころまで議論が必要なのかなと思っております。意見だけですけど。

奥本委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 静かな草刈り機はないんですか、今思ったんですけど。あれ1点なんですか、この世の中って。そこをもうちょっと、例えばその騒音出たところに紹介して下取り行って、これですとかというふうにはやらないと、もう解決法なんかそれぐらいしかないと思うんです。野焼きに関してはあるんですけど、騒音で草刈りというのは、誰か開発できないですかね。静かな草刈り機というのを。

奥本委員長 西川環境課長。

西川環境課長 今、農機具全般に低音仕様というのを開発されているというのは聞いております。草刈り機につきましても、今、電気の充電式の草刈り機等もありますので、馬力的にはどんな感じか分かりませんが、そのエンジンではない充電式の草刈り機もご利用されている方も増えてきているのではないかなとは思っています。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 それを、多分、特定の地域から出てると思うんです、声はね。こんなんありますというふうにして、その下取りで云々というのはあれですけども、ぐらいしか、僕は今ずっと考えて解決法がないんですけど、先ほども言いましたけど、これは1家庭に限れば年何回のお話やと思うんですけど、さっきのスクラップとかいうのはもう年がら年中の話なんで、まずはそっちをやっぱりどう考えても。僕はもうアイデアとしては静かな草刈り機を誰か発明してくださいということをお願いしておきます。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 そしたら、今回、この2点について議論いただきましたけども、そもそもこの話をこの当委員会で取り上げるというのは、山麓線沿線上にちょっと目立つようになってきた有価物の一時保管場について、そこから勉強を始めたわけです。いろいろ探っていく中で、当委員会としての調べられるところというのは騒音のところじゃないかということで、それ以外のところは総務建設常任委員会のほうにお願いしたわけなんですけども、この騒音、どちらにしても、民間の業務を我々が介入してそれを規制するとか何か捻じ曲げるというのは、なかなか法的にも難しい状況です。当然、向こうの方にとっても、普通に営業されてる範囲内であればその業を営む権利は絶対あるはずなんで、なおかつ農業されてる方に対して、農業をするということに対して我々がそれをやめとけという権利は全くないわけです。だから、そこをどう折り合いをつけるかというのがこの委員会で求められるところなんですけども、ただこのままずるずるいっても意味がありませんし、杉本委員からもそういう業の工場とかに、そういう業態の方に対してのほうを優先するんじゃないかという意見とかいただきましたけども、この当委員会のこのメンバーでの議論というのがあともうひと月ちょっとしか時間がないんです。その後また役員の改選がございまして替わりますけども、ただ今回この1

年間でいろいろ話し合った内容を、私たちはこの問題に限らずほかの調査案件に関しても、ある程度まとめたものを作りたいと思っています。その中で、この騒音というか、もともとの有価物のところに関しては、厚生文教常任委員会だけじゃなくて総務建設常任委員会とともに何か一定の成果物みたいなんを持っていきたいと思っているんです。

1つの考え方というか、まだ案の段階なんですけども、今おっしゃってる、そのどっちかを指導するとかいうんじゃないで、例えば騒音に対して市役所のほうに意見を言ってこられる住民の方に対しての理解を求める。その根底は、副委員長からもさっき話ありましたように、もともと市街化調整区域であったところが、その辺が変わってきて住宅が建て込んで。そこに移ってこられる方に関しては、本当にもう家が建てれるから、買えるからと来られてる方が多くて、なかなかその説明が、されてるんかもわからないけどなかなか不十分じゃないかなと。そこのところのご理解をいただく努力をどうやっていくかというところが、まずできることじゃないかなと1つ思うんです。

それと、先ほど杉本委員の意見で非常に面白い話があって、音の少ない種類の機械ですね。そこに対して、さっき下取りという話をしてましたが、例えばそれを入れ替えるに当たっての補助金を出すとか、そういうところの何か行政が手助けできるところを探れる方法はまだまだあるのかなと思います。民業としてやってらっしゃる、事業としてやってらっしゃるところについても、ほとんどのところはやっぱり守ってくださってるんです。そこで商売をしたい、事業をしたいという、やっぱりその地域の方に迷惑をかけてはいけませんので、ただそれを超えてそういう苦情にまで至るようなケースをどう対応していくかです。やはりそのところは最初の取決め、今回の一番最初に、開業されるに当たってどういう指導というか告知というか周知をされていますかと聞いたのはそこなんです。それが最初はあっても、その都度、それ以降にも定期的にやらないと忘れてらっしゃる方もあるんで、そこはやっぱり、葛城市はこういうところに重点を置いて住環境についてやって取り組んでるんで、くどいようですがこれを徹底お願いしますというのを、やっぱり定期的に告知していく体制が必要かなと思います。その辺りを、この委員会で何らかのそういう方向性を今回、あと1か月半ぐらいですけども、持ち込めたらなと考えております。

1つ、昨日の総務建設常任委員会の中で非常に松林議員のほうから面白い提案があって、私、ああ興味深いなと思ってたんですけども、そういったルールなり規制なり守ってらっしゃるところにステッカーを貼ってもらったらどうかと、それも1つアイデアかなと思います。ここはそういう優良事業所じゃないけど、税務署なんかはよくそういう優良事業所というそういうシールなり、このプレートをしますけども、あんなんを配って、なおかつその住民のほうには、ここはちゃんとそのルール守ってやってらっしゃるなど。なかなかその単発的な作業の農業従事者に対しては難しいんですけども、事業所に関してはそういう方法もまず考えられるかなと思いますんで、あと残り僅かですけども、次回の委員会になるか協議会になるか分かりませんが、その辺りでアイデアをいただいて、最終的に現状我々が話し合った内容というのを取りまとめたいと考えていますので、各委員の皆様方そういう形でご協力をお願いしたいと思います。またいろいろご意見あったら教えてください。

では、この件については以上とさせていただきます。

続きまして、(2) 就学前児童の保育と教育に関する諸事項についてでございます。

本件につきまして、理事者より報告願います。

井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 皆さん、おはようございます。子ども未来創造部の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず私のほうから、お手元の葛城市における子育て施策についてをご説明させていただきます。資料をご覧ください。

昨年の令和3年6月議会に、委員をはじめ議員の皆さんにお示しをし、12月議会にかかまてご説明させていただいております。今回、それ以降の現時点での保育行政に係る子育て施策の進捗と今後の方向性について、改訂版を整え、お手元にお配りしておりますので、資料に沿いましてご説明いたします。

特に今回新たにご報告させていただきます内容は、民間事業者社会福祉法人裕愛会せいか学園による施設整備の定員につきまして、プロポーザルにより3月25日に受託候補者として選考いたしまして、それ以降、市と事業者とで協議を重ねており、認定こども園の定員規模が8月に決まりましたので、併せてご報告させていただくものでございます。それでは、お手元の葛城市における子育て施策についてをご覧ください。

初めに2ページをお開きください。市全体の保育施設の配置を示させていただいております。今回の民間誘致の場所につきましては、さきの7月26日の協議会でもお知らせしておりますが、當麻小学校区内の大字當麻になります。(仮称) 當麻せいか子ども園(建設予定地)として星印で示しております。山麓線からゆうあいステーションに折れる交差点の北西の角です。見ていただきますとわかりますように、旧當麻町と旧新庄町とでそれぞれバランスよく配置されてございます。

次に3ページをご覧ください。葛城市における保育の課題・対策についてでございます。大きく2つの課題、1つには待機児童の解消を、2つ目には耐震診断後の築45年の老朽化保育施設2か所、この課題について、現在行っております施策などをまとめたものでございます。待機児童の解消につきましては、ソフト・ハード両面の施策で早期の待機児童の解消を図っております。令和2年度から実施しております潜在保育士登録再就職事業、そして令和3年度公募、この令和4年度から2か所開所していただいております小規模保育事業の誘致、そしてこの4月から磐城小学校附属幼稚園を幼保連携型認定こども園化しておりますところでございます。そして築約45年の老朽化施設につきましては、公立磐城第1保育所につきましては、今後、令和6年4月には磐城認定こども園に移行運営をする予定でございます。また公立當麻第1保育所につきましては、現在、民設民営で幼保連携型認定こども園の誘致を進めているところでございます。

次に4ページをご覧ください。保育施設の整備における全体のスケジュールを示しております。表の中段の括弧、施策2でございます。磐城認定こども園につきまして、令和4年度の定員218人、うち保育118人、及び令和6年度には磐城第1保育所から移行運営及び0歳

から2歳児の受入れ開始を行い、定員248人、うち保育が148人となります。またその下で
ございます。施策3の2つ目、當麻第1保育所のところでございます。私立の認定こども園
の誘致をいたします規模としまして、定員165人、うち保育が150人でございます、今回
の改訂版に定員を載せさせていただきました。

それらをまとめましたものが次の5ページになります。5ページをご覧ください。市内施
設の保育部分の定員数でございます。市内施設、上から順番に、磐城第1保育所、定員90
人が磐城認定こども園定員148人のほうに移行いたしまして、増加数は58人。當麻第1保育
所90人の定員でございますが、(仮称)當麻せいか子ども園を誘致いたしまして定員150人、
増加数が60人。また、奈良文化幼稚園が幼稚園型の認定こども園を令和5年度から行いま
すので、そちら2号、3号部分で48人、増加数が48人。その下、小規模保育所2か所、0
歳児から2歳児の19人部分2か所で、こちら足しますと38人。そして、磐城第2保育所は
定員200人、華表保育園は定員200人、浄正院保育園は定員150人でしたが、今年の4月から
定員20名増加で、定員が170人となっております。そして最後に、はじかみ保育園120人の
定員で、合わせまして市内の施設、保育部分の定員数は合計1,074人となります。増加しま
す数としましては、合計で224人のキャパシティとなります。

最後に6ページをご覧ください。今後の保育等の全体像として表をお示ししております。
上段の表は市の保育・教育ニーズを、下段の表は市内の保育・教育施設の定員を記載してお
ります。なお、上段のニーズにつきましては、国の資料により令和7年を保育所の利用児童
数のピークと見込みまして、令和7年までを推計しております。

まず上の表のニーズでございます。令和4年には公立保育所の申込み人数は500人、私立
保育園等、小規模保育所も含めまして536人で、小計で1,036人の申込みがございました。
公立幼稚園、認定こども園も合わせますと1,360人の申込みがございました。

次に下の表でございます。下の表は施設の定員を表しております。上から、左でございま
す。一番左は施設を記載しております。公立保育所、令和6年には今現在の3保育所が2保
育所になり、そして令和10年に向けて磐城第2保育所のみの1園となります。次に、私立
の保育所などは、令和4年には小規模保育所も加わりましたので5園になっております。こ
の保育の小計というところを記載しております。そして、その下でございます。公立幼稚園
です。令和4年に1つ、磐城小学校附属幼稚園が認定こども園になりましたので、2段書き
をさせていただいております。また、認定こども園の下段には括弧書きで保育の数を書かせ
ていただいております。そして合計でございます。施設の合計をそちらに書かせていただい
て、その下の行でございますが、うち保育を括弧書きでさせていただいております。

この表から見ていただきますと、今回、その下のほうに加えさせていただきましたのは、
弾力運用の部分でございます。新設私立認定こども園と奈良文化幼稚園、そして総合計とい
うのを前回お示してから、こちらの分を加えておるものでございます。令和10年には施
設整備が整う予定となっております。一番下の行をご覧ください。保育・教育施設の定員
総合計は1,674人で、うち保育部分が1,174人となるところでございます。ピークを迎える
であろう令和7年には、上段の表の小計で1,139人となっておりますので、施設的にはニ

ニーズを賄えるのかなと思っております。

今後でございますが、待機児童及び一定程度の公立保育所の弾力運用を減らしつつ、令和7年以降、ニーズが下がる可能性も考慮いたしまして、供給過剰とならないよう新設の私立認定こども園の定員を165人、うち保育を150人とさせていただきます。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

奥本委員長 ただいま報告いただきました。これまで葛城市の子育て施策についての資料をいただいたやつを基に説明いただきまして、大きく変わったところ、新たに當麻地区に私立の認定こども園ができるというところを踏まえた上で、保育のニーズの状況、その辺を再分析していただいて、定員とかの数を新たに示していただいた、その辺りが大きく変わったというところですね。

まず、以上についてご質問等、ご意見等を募りたいと思います。

杉本委員。

杉本委員 定員が前は200人でしたっけね。それが165人になった。それ、あまり意味が分かんないんですけど、前は200人でいきましょうという話やったんですけど、過剰にならないようにというのは意味分かるんですけど、それは分かります。意味は分かります。その計算式が成り立ったからそうしたんでしょうけど、これは200人にするのと165人にするのと何が違うんですかね。何かその厳しい、いや、言い方悪いですけども、そんな変わらへんのやったら200人でやっとうま。これから何かあるか分かりませんし。前もそうやったわけじゃないですか。もっと大きくしとったらよかったわけじゃないですか。と考えたら、大きく差があるんやったら、その差を知りたいという感じですね、まずは。

2つ目に、これもあんまりよく分からないんですけど、弾力、今、過剰に受けていただいているからそれを緩和していくという話やったと思うんですが、この資料の5ページ目のところのこの整備等完了後と、これこんなうまいこといくんですかね。5ページ目の、これ整備全部終わった後にこういうふうにやっとうまいこと受けれますよということでしょう。この1,074人でこんだけ増えてても、こんなにうまいこといくんかなというのが1つと、この説明書というのは全く関係ないのか。次、あともう1個何やったかな。じゃあ、それで。

奥本委員長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 ただいまの杉本委員のご質問2点にお答えさせていただきます。

まず1点目でございます。200人と言ったのが165人になって、ここの意味でございます。まず、サウンディング調査も実施した後、この1月から2月、3月にかけてプロポーザルに私ども挑んでおります。プロポーザルのときに、これは1月の中頃の協議会でもお示しさせていただいたんですけども、そこで200人程度のという要領には書かせていただいております。ただ、そのときにも書かせていただいておりますのが、保育所の部分については150人をめどとして、そこの部分で確保、提言をしてほしいというところでございますので、前に200人と言いましたのは認定こども園ですので、幼稚園の部分も受け入れるという数になります。ですので、保育所の150人は必ず保育所部分はしていただいて、そして幼稚園部分が50人になるのか、もしくは保育所部分がもっと170人にして、幼稚園部分が

30人になるのか、これは受託された候補者とその後、検討しますというようなプロポーザルでございました。ですので、今回の保育の部分の150人といいますのは、ベースを150人に考えておりましたので、その数字で今回もなっておりますので、事業者はその数字をしっかりと押さえていただいておりますので、残りの15人というのが幼稚園部分になります。この残りの15人の幼稚園部分というのは、もともと幼稚園の利用人数は、今現在、公立も含めて定員の50%ぐらいを推移していると思いますので、この部分については人数的には減少したとしても、保育の部分には影響を及ぼさないと感じております。これが1点目です。

2点目でございます。2点目、5ページ、この数字は実際の今、明らかにこの施策を進めている数字を載せたものでございますので、この数字で私どもは考えて施策を行っているというところでございます。

以上でございます。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 ちょっと分かんない。僕の理解力がないかも分からないですけど、そういうんじゃないくて、これ200人、もうちょっと簡単に言ってください。だって、最初は200人と言ったのが165人になったんじゃないですか。ということは、最初200人の根拠も言ってもらわな、今の話やったら、そこばかり言われても分かんないんですよ。200人と出たのに165人になったのはこういう理由ですと。

もう1個は、ほんなら、ざっくり言うとその200人というのは受けるんですか。どういうことですか。定員200人で受けると言ってたんでしょ、最初。そうじゃないということですか。

奥本委員長 ちょっと整理しますね。要は、これまで200人という説明があつて、その内訳というところは聞いたかもわからんけど、我々あんまり記憶に残ってなくて、その200人の根拠というのが、弾力運用しててそれを解消という説明をいただいたような気が私もするんですけど、違うかも分かりません。まず言うてくださいね。そのところの幼稚園のところと保育園の部分は当初から150人と50人をプラスで200人と考えてたということで、その150人は確保した上で残りの50人部分を図った結果、15人でいけるという判断したということではないのかという質問でよろしいですか、杉本委員。

杉本委員 そうなんです。それは分かってるんですよ、それは。言うてるの分かるんですけど、でも最初に200人というて始まって、多分、地域の方は200人と思ってませんかという話ですよ。それが165人になって、また今は160人に変ってきましたと、でも実は幼稚園と分かれますねんという、最初にもうちょっとちゃんと説明しとかなあかんかったん違いますのという意味を言うてるんです。もうちょっとかいつまんで今説明してもらわないと、これ見てはる人がね、というのが1つと、これはそのとおりになるということでもいいんですけど、これもうずっと僕言うてたんですけども、新庄地区と當麻地区の申込み時期一緒にしましょうよ言うてて、賛同して、今年ある程度なったんですけど、となると、僕は毎回言うてるように、市外に通われてる90の方々も対象になってくるのかなと思ったりもしますし、プラス、今まで葛城市内の保育所に行きたかったけど距離的なことがあるから市外に行ってる方々が、

こんだけ一生懸命施設に頑張っていたら帰ってきたいという人もおるんじゃないのと思っちゃうんですけど、その辺の対応というか、帰ってくるなどは言えないわね。その辺でまた人数も変わってくる、その計算式は頭の中に入ってんのかなというのがちょっと疑問なんですけども、どうでしょう。

奥本委員長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 失礼いたします。私の説明不足でございまして、200人と当初言っておりましたのは、150人の保育部分と50人の幼稚園、ただしその内訳は受託者との協議によって動くということもあり得るといようなプロポーザルでございました。その中で、大きく考え方の1つの中で表の6を見ていただきましたら、前回までは奈良文化幼稚園というところを入れておりませんでした。考察の中にはこの数字は入ってなかったんですが、今回、48人、0歳から5歳の2号、3号で48人こちらが受け入れられるというところもございましたので、そちらのほうも先ほど申しました供給過多にならないようにというところで、もとの部分とで考察いたしましてのところでございます。

あと、もう一つの90人なり100人の市外の人、行きたいと言わはる可能性がありますよというところがございます。今、この受入れの部分の表に載せておりますのは、公立、今現在は待機児童対策のためにたくさんの弾力運用してるんですが、その数字含めておりません。そういった方がおられましたら、保育士の確保の問題はあるんですけども、キャパシティ的には今のこの状態で十分いけるのではないかなと。人口が今後どういう推移をしていくか分からないところはあるんですけども、弾力運用も含めれば保育士の確保というところはありますけれども、おおむね受け入れることが可能になってくるのではないかなと思っております。

奥本委員長 よろしいですか。井上部長、今の杉本委員の話にあった、市外の保育所に通われる90人の方なんですけども、これは6ページの資料ではずっと令和7年のところに90人というのは見込まれてますよね。だから、そこはその90人というのを確保した上でこれ考えられてるという意味なんですか。それとも、今の話だったらそのまま受け入れても大丈夫ということやったけど、この90人という数字は何を意味してるんでしょう。

井上部長。

井上こども未来創造部長 この意味といいますか、上のほうの表はニーズ、上段の表はニーズでございまして、どんだけニーズがあるんだというところをやはり理解しとかなきゃいけないというところからの表でございまして、先ほどの、委員が市外に行かれてる方をちゃんと考えてますかというところの部分でございまして。

奥本委員長 ですから、このニーズは分かるんですけども、そのニーズのところの市外に通われる方は90人だろうということはずっと言ってるじゃないですか。杉本委員おっしゃるには、市内にそういういいところができたらこれが入ってくるんじゃないか、でもこれには市外に行かれる方は90人というのはある程度想定した上でその下の定員というのを考えてはるんじゃないかということ言ってるんですけども。そこはだから、その方たちが戻ってきてもいいんやったらもう今後その90人というのは減っていくんじゃないかなと思うわけなんです

けども、それが90人であり続ける理由というのを私、今、お願いします。

井上部長。

井上こども未来創造部長 90人であり続ける理由というより、これは推計でございますので、推計を記載しております。ですので連動いたしますし、またこの方たちが帰ってこようとされますと、施設的に受入れ態勢が整ってるかというような話になって、下段の表のほうにリンクしていくのかなと思っております。そして、今の話でございますと、一番下段の令和10年というところと、一番ピークを迎えるであろう上段の令和7年というところを両方見ますと、今の話ですと、上段ですが、令和7年の推計で1,139人に90人を足さなあかん、市外の人90人全員、市内ということになれば、この足した分をキャパシティーを用意できるんですかというお話になるかと思うんですが、そうしますと下のほう、令和10年のところを見ていただきまして、基準としておりますのが、一番下の括弧の1,174人という数字です。この1,174人には、私立の弾力運用100人を含めてますので、こちら1,174人なんですが、先ほども申しました公立も今現在、弾力運用して受け入れてるんですが、こちら公立が弾力運用してますという数字を含んでおりません。ですので、今現在、弾力運用してる分を含めますと、上が1,239人、下が1,174人になってますが、そちらの弾力運用というのは定員の2割増しで受け入れることが当面できますので、そういったところから考えますと、施設の整備というより、そういったことになれば弾力運用で対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 一番最初に質問した、165人になったと、でも200人で進んでったじゃないですか、最初。165人に下げて幼稚園部分を減らしたというのは、それは分かったんですけど、その差が、設備とかお金とかかかるとかは分かるんですけども、その申込みの時期に200人でやっちゃったらこんだけハードルがありますねんとか、施設がこんだけ何億円も上がりますねんといったら分かるんですけどという質問を最初にしたのを忘れてて、その差を聞きたいんです。200人で進んでたんでしょ、結局、最初は、200人でいけると思って、でも165人は大丈夫やけど、僕が最初に言ったみたいに、どうせ造るんだったら大きいほうがいいんじゃないのと思ってるんだけど、それはなぜですかという質問に答えていただけてないなと思ったんですけど。

奥本委員長 最初の質問の、また再回答を求めるということですね。

杉本委員 一番最初にそれが聞いたかったんですけど。

奥本委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 失礼いたしました。そちらにお答えさせていただきます。

先ほども言いましたように、これは受託者との協議になります。その中で補助金という部分があって、定員何人に対してどれくらい付くというところがあるんです。その一番手厚い定員のところが、その165人辺りのところが一番手厚い掛け率になってございました。ですので、やはり施設整備をする側にとっても、そういったところは一つ頭の中には考慮というところはあるかなというところもございます。ですので、何が違うのと言ったら、200人

に多ければ大きいものを造つていたほうがいいんじゃないですかとおっしゃっていただいたところかなと思うんですけど、それにはやはりそれだけの資金、補助金が変わってまいりますし、またこれはこの場で申し上げてどうかなと思うんですけども、昨今の資材等の入りにくい、人を確保しにくいというようなところも大きく、そして物価の高騰というところも大きく影響しているのではないかなと思っておりますので、施設整備費全体におけるコストの上昇といたしますか、我々が補助できるのは、去年まで国が見込んでた補助金のベースにしかありませんので、今かなり物価がと聞いております。今だったら2割増し、3割増しの金額というようなところも漏れ聞こえる中で、このような選択になっているということでございます。

以上でございます。

奥本委員長 杉本委員、よろしいですか。ほかの方、挟みましょうか。

ほかにございませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 それでは幾つかお聞きしますけど、まず6ページのところ、先ほどから問題になっておりますけれども、要は1つはキャパシティーの問題です。保育士の問題は後で聞きますけれど、要はその定員としてのキャパシティーをしっかりと確保しましょうと。この表は上の段はニーズですね。そのニーズに応えられるキャパシティーを用意しましょうということで、この間、整備を進めてきたわけです。その整備の中には、認定こども園の意向もあれば、これは磐城第1保育所ですけども、認定こども園のほうで大きいところで吸収していくということもありますし、それからもう一つは當麻第1保育所につきましては、これは移行と書いてありますけども、そこで受け入れた分を民間のほうで受け入れてもらうキャパシティーをつくっていきましょうということで来たと思います。この表でちょっと分かりにくいんですけども、ニーズのところはこれは合計、保育についてのニーズだと思いますけども、令和7年推計で1,379人と、先ほども市外保育所ということで90人というのを書いてありますけど、1,379人を基本としても、下の定員、これがキャパシティーを用意してるという、ここへ整えていくということなんですが、ここでちょっと疑問に思ってるのは、総合計、保育が括弧ですから1,174人ですよ。ニーズは上のほうは1,300人、これは令和10年ですからちょっと分かりにくいから、令和6年を取ってみましょうか。令和6年のニーズの推計が合計で1,374人で、下の段、令和6年が1,264人、これは私立の弾力運営100人を入れても1,264人、だからキャパシティーを用意するといっても、実はこの数字を見るとニーズのほうが多くて下の定員が少ないように見えるので、これについてどういうことなのかということについてご説明いただけますでしょうか。キャパシティーを用意したといいながら、この表の数字から見るとそのように見えるので、これについて1つお伺いします。

それからもう一つは、このキャパシティーの問題で気になっておりますのは、5ページのところで、整備等完了後にこれだけ定員が増加しますよということで、整備後は224人増えて1,074人になるということなんでしょうけれども、整備の上、定員が224人増えますとあるんですが、ここには小規模保育所が2か所ほど、定員19人、19人入っております。でも

ここは2歳児、0歳、1歳、2歳までで、卒園するとほかの保育所に移らなければなりません。だから、その定員といってもざくっと今度計算されてるようですけども、これは各年齢ごとにおいても、保育士の問題は別としてキャパシティーの上では十分だというふうに考えておられるのか。細かい数字が出てませんから分かりませんので、そのことも含めて検討して、0歳児、1歳児、2歳児、あるいは4歳児以降もそれなりにちゃんと受け入れができるキャパシティーになってますということなのか。これは0歳児とかほふく室とか基準があって、そのための部屋も要ることになりますから、だからそのキャパシティーの上では0歳児を扱う部屋と4歳児以降を扱う部屋は違って来るわけですから、そういう意味でのキャパシティーのほうがちやんとなってるのかどうか。このことを確認させていただきたいんです。

それから3つ目は、これは最初に説明されましたように、3ページのところです。要はこの間、議論してきた待機児童を解消するということなんですよ。待機児童を解消するには2つの問題がありますと。1つは施設のキャパシティーの問題、これについては整えていってるということですけども、もう一つ、このソフト面、要は保育士の確保をしないと、せっかく施設を用意しても保育士がいないから待機児童が発生しているということもこの間明らかになってまいりました。それで、この間、大変努力していただきまして、保育士の定着するためのいろんな取組、それから新しく潜在保育士登録再就職等、確保するためのこと、あるいは待遇改善もやっていただきました。これが今どういう状況なのか。これだけキャパシティーを設けましたけれども、保育士の見通しとしてこの待機児童の解消のめどはどういうふうになっているのかということについて、3点お伺いします。

奥本委員長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 ただいまのご質問3点のうち、2点、私のほうからお答えさせていただきます。

まず1点目でございます、上のニーズのところの表、私、説明が不足してたのかなと思っております。小計の下、公立幼稚園、こども園の申込み人数でございますので、こちらは幼稚園に係る部分を記載させていただいております。ですので、保育に係る部分としましては、その上の小計というところ及び市外保育所というところにニーズはなります。次に、そういったところから考えてのことでございますので。

2点目、いいですか。

谷原副委員長 だから、年齢ごと。例えば0歳児のほふく室とか、年齢ごとのキャパシティーについてはどうなのかと。

井上こども未来創造部長 そちら辺の数値、ただいま持っておりませんので、しっかりとまた精査してさせていただきたいなと思っております。

奥本委員長 中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井でございます。よろしくお願ひいたします。

先ほどのソフト面の保育士の関係についてご説明させていただきます。資料のほうにも記載しておりました、まず潜在保育士登録再就職事業を行っておりますのと、あと今年度になりますけど、保育士の派遣の事業を行っております。あとは、もちろん人事のほうから職員の

採用という面等々を行っております。

その中でこちらの表にありました保育士の再就職支援の現状についてのご説明になります。令和2年度から始めておまして、令和2年度と令和3年度と現在、事業のほうを進めたところでございますが、そちらの実情といたしまして、令和2年度におきましてはこの事業に7人の方に申込みをいただきまして、実際、講習を受けていただいたのは6人。細かい話になりまして、最終、保育の体験等々参加で最後までお願いできた方が6人なんですけれども、最終、保育士として就職いただけた令和2年度につきましてはお二人いらっしゃいました。こちらのほうは葛城市の公立の保育所にお勤めいただくことができいております。続きまして令和3年度につきましては、こちらのほうも6人の方に申込みをいただいたんですけれども、最終5名の方がこの講座に参加いただきまして、保育士として就職いただけた方が4名いらっしゃいますが、市内の公立の保育所にお勤めいただいた方がお一人と、別の小規模保育所にお勤めされた方お一人と、市外の保育所のほうにお勤めされた方がお二人いらっしゃいました。どこかにですけれども、保育士として所属いただいているという形で、何人かは市内の公立の保育所においても確保はできたかなと思っております。今年度から始めております派遣事業のほうにつきましても、現在、お二人の方に就職していただいております。市内の公立の保育所のほうに就職いただいております。

以上でございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 ありがとうございます。もう一度最初の質問、ニーズと定数の表のところなんですけど、ちょっと私分かりにくかったのは、ニーズのところ公立保育所申込人数、私立の保育園の申込人数、これが先ほどの令和6年の推計で1,109人と。その下に公立幼稚園とこども園ですね。こども園というのは、これは保育の中にあるわけ、保育を受ける方と幼稚園を受ける方がおるので、ここの数字がどこまで保育か分からないので、だからこれを足した場合はどうなるのか。合計、私立の幼稚園のところはありますけれども、公立のこども園、この中の幼稚園のところを除いたら、保育のほうは逆にこの合計のところは増えるんじゃないか、上ですね。小計のところと、最後の合計の私除くいうところには、公立のこども園の幼稚園の方も入っていると、保育の方も入っているということのニーズになると思うんですけど、この保育のところの本当のニーズのところは一体どういう数字になるのか。これは、公立保育所と私立の保育園が1,109人で、だからこの公立こども園の保育のニーズの数を足したものが保育の全体のニーズになるんだと思うんですけど、その数を教えていただきたいんです。ちょっと分かるように説明して、私分かってないので分かるように説明いただけたらと思います。

それから2つ目のほうですけど、ないということだったので、これちょっと確認しといてほしいんです。0歳児から2歳児ぐらいを育てる部屋とまた違うと思いますので、そのキャパシティがちゃんとその部分でもどうなっているのかということも大事なところだろうと思いますので、これも確認していただけたらと思います。今ないということでしたので、よろしく願います。

それから3つ目の保育士の問題なんですね。保育士の確保について、これが一番大変な作業になってると思います。今ありましたように、非常に努力していただいているんですが、同じ葛城市内にはこれから保育が多様化してきますから、私立の保育園もあれば小規模保育所もあるし、今度はせいかという非常に人気のある、そこで働きたいという保育士も多い、そういう保育所が出てくると。そうすると、この葛城市の中で保育士を確保する、待遇面とかあるいはその働き方、働いてみたいということがやっぱりないと負けてしまうと。同じ地域にあるわけですから。だからそこら辺はどのように考えておられるのか。今後の保育士の確保、ここがないと、やっぱりキャパシティーを整えても大変ですから、そこら辺ちょっと何かお考えがあればお伺いします。

奥本委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 一番上の公立保育所申込み人数の中には、公立の認定こども園の保育の数を含めております。

次に、今の保育士の確保の民間との私どもでどうなるのかというところでございますが、今おっしゃっていただきましたように、ここ数年ずっと保育士の定着に向けて様々な現場改革を図ってまいりました。働き方改革もその1つでございます。令和6年には、私どもまず今、3園でみんなが筒いっぱい、コロナ禍でも閉園しないように頑張ってやっていただいておりますが、令和6年には2か所に保育機能が集約いたします。そうしますと、自ずと正職員率というところも若干増えてこようかなというところもでございます。また民間が来ていただきますので、民間のほうは民間のご努力によってそちらを、先ほど副委員長がおっしゃいましたように、今度来ていただくところなんですけど、募集したら非常にたくさんの保育士が就職活動に来られるというところを聞いておりますので、そこはそこでやっていただけるようになりますので、私どもは今、働いていただいている葛城市公立保育所の保育士を、またそれで磐城第2保育所などに集約をすることによって正職員率を上げ、そして働きやすい環境、休みも今よりは取りやすくなるのかなと思っておりますので、そういうところもひっくるめていい施策を図っていきたいなと思っております。

以上でございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 もう一つ定数のことが分かりにくい。というのは、ちょっと言うときますわ。4ページのところにあるように、認定こども園の保育の定数書いてあるんですよ、令和6年以降はね。定員248人のうち保育148人と書いてあるんです。だからそれがこの148人が、令和6年以降とありますから、この令和6年で公立保育申込人数とありますやんか。その下に私立の保育の人数、その下に「公幼こ」と書いてあるから、公立の幼稚園、それから認定こども園だと思っただけなんです。だからここに申込人数と書いてあるので、ここにその認定こども園の保育の数がここに入っているのかどうか、それとも上のほうなのか。だからそこをちょっとはっきり聞きたかったということなんです。再質問で申し訳ないんですけど。

奥本委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 ちょっと違う人間がしゃべったら分かるかどうか確認させていただきます。今回、公立の

保育所、文言で言うと公立保育所と私立の保育園しか書いてないので、小計のところは認定こども園が入ってるのか入ってないのか分からないということですね。小計のところはあくまでも保育、保育所じゃなくて保育のほうとっていただいたらと思います。合計のところは、保育と幼稚園全部合わせた人数とっていただいたらいいと思います。ですので、その「公幼小」と書いてますが、この「こ」は幼稚園と認定こども園の中でも幼稚園部分が含まれていて、小計のほうにはこども園の中でも保育ニーズのほうが入っていると思っていただけたらいいかと思います。そういう意味では、井上部長も言ってましたが、小計と市外の保育へ行ってる方を足した部分が、潜在的なのはちょっと入ってないかもしれませんが、今、我々が思っている保育のニーズの部分だと。一番下の保育の括弧の部分がキャパシティーの人数ですので、そのキャパシティー的には問題ないんじゃないかと。ただ、おっしゃっていただいたとおり、もう次は人の確保の問題ですので、そこについてどう対応していくのか。キャパシティーは問題ないと言いましたけど、0歳がどれだけ増えるかというのが一番大きいです。0歳はやっぱり3人に1人で対応しないとイケないのです。ですので、このニーズのうち0歳が喜ばしいことですが、急激に増えるともちろん足らなくなることはあるかと思えますし、それはある程度今までのイメージどおりであれば足りるのではないかと。最悪、足りなくても弾力運用だと。でやっていければ、人が確保できれば待機児童は解消できるのではないかというような状況です。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 ありがとうございます。要はそのニーズに対してキャパシティーがどうかということが、キャパシティーのほうは足りてるということで分かりました。

この点については、當麻第1保育所を閉所するということになりますから、私としては、移行期間いろんなことがありますので、できたらバッファーのようにある程度そこも弾力的に見ていただいたらということは要望してきたところですが、今のところは令和6年以降、キャパシティー的には何とかなる見通しだということですが、弾力運用も入ってますので、100人もね。これはどういう状況があるか分からないので、そこはお願いしておきたいと思います。

もう一つは、保育士の確保という点では本当にこれは長く議論もしてまいりましたし、原課においては大変努力していただいて、一定成果も出てきているところですが、今後、せいかがあるということで、先ほど部長もお話しになったようなことがあります。私は、魅力ある人事政策として、これは私の意見ですが、私ずっと子育て支援センターをぜひ充実させたいということを何度も言ってまいりましたけれども、他市では独立した施設として子育て支援センターを開設しているところが増えてます。そういう他市から入ってこられた若いお母さん方が、「葛城市は子育て施策充実してると聞いたけど、全然充実してない」という声をいただいております。それはなぜかということ、子育て支援センターが土日も含めてきちっと整備されてない。特に働くお母さん方は、平日働いて土日は子どもの世話をすると、自分の時間がない。子育て支援センターへ、他市で土日に短時間預かってもらえる。1年365日のほとんど開いてる。だから、いざとなったらそこで預かってくれる。お母さんはそ

れで美容室も行ける、こんな話もしました。そこで誰が働いてるかという、ベテラン保育士なんです。公立の保育所の園長をやられたようなベテラン保育士がお母さん方の対応に当たっているから、大変お母さん方も安心感がある。葛城市はこども・若者サポートセンターがあります。これは課題のある子ども、課題の持ってる家庭、そういうところをサポートする。これは葛城市は非常に優れてるんですけども、いわゆる子育て世帯全体に対してそういう支援をする子育て支援センターが非常に脆弱だと私は思っております。私は、この前、奥本委員長が一般質問されましたけれども、市長が園長とか保育所の所長をされてると、私はこれは他市にはないようなことであって、普通は現場から経験を積まれた方が管理職になっていく。まさに女性活躍、女性が多い職場ですから、そういうところでやっぱり女性にもそういう責任あるポジションが与えられるというのが、私は公立保育所へ勤める魅力の1つになるんだと思います。長い期間保育にも携われる、終わればそういう子ども・子育て支援センターで地域にも貢献できる、そういう魅力を子ども施策全体の中で考えていただいて、ぜひこの点についても検討いただけたらなということをご要望申し上げまして、発言を終わります。

奥本委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 ちょっとしつこくて申し訳ない。先ほどの200人の話、やっぱりちょっと気になるんですよ。というのは、民間的な考えで申し訳ないんですけども、その保育所、幼稚園別個にして、200人で最初するじゃないですか。200人のニーズがあるから200人の施設をつくろうとって始まったわけじゃないですか。先ほどのお答えやったら、165人のところが手厚い。このことはもう前から分かっていることじゃないですか。昨日決まったわけじゃないでしょう。165人にしたほうが手厚く支援できるから、これ前から分かっていることでしょう。物資が高くなっている社会情勢、これ今の話でしょう。でも、これは未来のことをつくる施設なわけじゃないですか。165人で足りますねなんですよ。最初200人の見積りがおかしかったということなんですかね。どっちだっていけんねやったらいいんですよ。ただ、理由が200人のニーズのところにはやらなければ、だって、違うのですか。

川村議長 ちゃんと説明もう一回したらどう。この手厚いというところの捉え方が違うから、もうちょっとちゃんと説明してあげて。

杉本委員 でも、さっき手厚いと言いませんでしたか。

川村議長 手厚いというのはその手厚いじゃないです。ちょっとちゃんと説明しとかな……。

杉本委員 この市外の保育所の90人というのもですし、先ほど僕、一般質問で言うてますけど、潜在的な待機児童もちゃんと見つけていかな駄目でしょうというのが僕ずっと一般質問してて、今年、同時に申込みがあって、やっと大体の潜在待機児童が出てくるわけで、ほんなら、そのときにその施設の数というのが初めて出てくるような僕は気がしてるんですよ。分かりますか。今の数字じゃなくて、僕ずっと言うてんのは、ほんまに保育所に行きたいけど行けない人というのはもっといてるんじゃないのと僕は思っずずっと一般質問してるわけじゃないですか。分かりますか。だから、その数字も踏まえて初めて人数が出てくるような気がし

てしょうがないんですよ。これが200人と言うんやったらいいんですけど、減っちゃうのはどういう理由なんと思ったところをちゃんと説明していただきたいです。

奥本委員長 ちょっと今の杉本委員、質問いただけてますけども、換気のために一時休憩したいと思います。その間に、今のお答え、特にその擦り合わせしていただいて、その手厚いというところの誤解というか、なかなかご理解いただけないというか、不十分なところ、それぞれ認識違いがあると思うんで、そこの答弁のご準備をこの間お願いしたいと思います。

では、一旦休憩入りまして、午前11時15分から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

休 憩 午前11時07分

再 開 午前11時15分

奥本委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず先ほどの杉本委員の質問に対して回答をお願いいたします。

井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 先ほど来、お問いをいただいておりますのでお答えさせていただくんですが、ちょっと私の説明不足というところにあると思います。200人という部分でございしますが、こちらにつきましては、保育の部分を当初から150人、そして幼稚園の部分というのを50人ということございまして、合わせましての200人というイメージを持っておったところでございます。これが1点目でございます。

2点目でございます。こちら的人数でなぜかというようなところは、受託事業主の経営上のいろいろ収支等を考えられてのところというところもございまして、よろしくお願いいたします。

奥本委員長 杉本委員、いかがでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 保育の部分、幼稚園分が減ったわけでしょう、単純に。その最初の見積りが間違ってたということでもういいですか。分かりますか。最初はそっちも50人必要やったという話で進んだんじゃないんですかと聞いてるんです。でもそれは要らなくなったというか、減った理由を聞いてるんですね。その理由が先ほどの理由やったら、僕は最初の200人って、保育の部分は残してますと、それは聞いたら分かってるんですけど、幼稚園分のほうが減ったのは最初の見積りが多過ぎたから減らしてんのか、何かほかの理由があるんですかと聞いてるんですね。じゃないとおかしくないですか。最初200人と言うてるじゃないですか。保育所、幼稚園関係なしに200人のニーズがあるから進んで、いや別にいいんですよ、165人でやっていただいてもいいんですけど、それで最初の200人の根拠は何なんとなってきたときにおかしくないですかと聞いてるんですよ。だから、最初の200人という数字は、要は変更した理由ということですよ、僕が聞きたいのは。

奥本委員長 杉本委員おっしゃるように、我々、議会に対してこの厚生文教常任委員会のほうに配られてた資料では、そこに数字が入ってない資料と、200人程度としか入ってない資料の2つしかないんです。部長が今おっしゃってる、言葉では説明されたかもしれませんが、

我々の手元に残ってるのは、その150人、50人とかの内訳を書いたものは一切ないんですよ。だからこそその辺の誤解が生じてるのかもしれないけども、だからそのところを杉本委員は、最初がその見積りが甘かったというか、何かちょっと勘違いされてたんじゃないのと指摘されてるだけで、そこの当初こちら側に示していただいた資料のところの表記がそこが十分じゃなかったと私思うんですけども、そういうことでよろしいですか。

井上部長。

井上こども未来創造部長 1つには不十分やったというような捉え方をされるようなものしか出せてなかったんだと反省しております。1月17日でしたか、プロポーザルを実施する前に協議会を開いていただきまして、そのプロポーザルの実施要綱につきまして議員の皆様にご説明させていただく機会をいただいてご説明しております。ただし、そのときは24日からのホームページのアップ、公表でございましたので、説明はするものの資料を回収させていただいたということですが、その中でご質問もいただいて答えてますのは150人、200人とはというところでお答えをさせていただいている経緯がございます。私どものプロポーザルの実施要領、募集要領でございます。読み上げさせていただきますと、整備の概要については定員200人程度と、こちらのもっと具体的に要件、運営等の条件についてというところでは、1号、2号及び3号認定の子どもの利用定員として先ほど申しました200人ほど。そして2号、3号認定の利用定員が150人前後を目安に事業者が提案することとなってございまして、そういった経緯から今回165人というところになったものでございますが、杉本委員おっしゃる意味もすごく分かりますし、もっと潜在が要るんやったら、もっと施設整備に動いとかなあかんの違うかというようなこともおっしゃっていただいているのかなと。そのところは、私の中にも大きければ大きいのがありがたいとは思っておりましたが、しかしながら先方もあることですし、先ほどの事業者のそういったところも全てでございますし、私どもの当面、計算上ではキャパシティの供給過多にならないようなどころというところも考えて、今のところこの部分になっているところでございます。

奥本委員長 阿古市長。

阿古市長 いろいろな説明が多分こんがらがってきたんやと思います。もう当初の計画から、保育部門というのは150人でカウントしておりました。ただ、幼稚園部門が50人でカウントして理由というのはそれなりにあったんやろうと思うんですけども、ただ実際、そのお受けいただく保育所というか経営者の方との相談の中で、幼稚園部門については少なくしたいということがございます。その大きな理由かどうかは分かりませんが、ちらっとこの話が果たしてよかったのかどうか分かりませんが、施設を建設するに当たって、当然のことながら国の補助金と市からも12分の1出ますけども、全体の事業費のやはり大きな部分は、その民間の会社といいますか、法人がお出しになります。その費用が非常によそよりか昨今の物価上昇に伴いまして増加したということがあって、そのことを担当のほうからお聞きしているところでございます。ご心配をおかけしておりますが、保育所部門につきましては150人と数字は変わっておりませんので、待機児童が出ないために全力を尽くしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

奥本委員長 よろしいですか。今、市長からもご説明いただきましたけども、要は1月に説明いただいたということでしたけども、その際の資料は回収されて我々の手元になくて、その間にいろんな話が今、出てると思うんですけども、そこである程度決まった段階で、ここはもう大丈夫やろうというところを説明いただいて、その確定のこういった差し替えの資料というのをいただければこういった行き違いはなかったのかなと思いますんで、非常にこの事業に関してこれまでやったことないことを進めてるわけで、しかもいろんなことを同時並行でやっていかないといけない。だから、なかなか全てに対して対応は難しいんかも分かりませんが、その辺り誤解が生じないように進めていくということも大事ですんで、説明とその資料のもう確実なやつ、また今後提出をお願いしときたいと思います。そうすることによってこういった行き違いもできるだけ少なくなるんじゃないかと思いますんで、杉本委員、そんな感じでよろしいでしょうか。

杉本委員 はい。

奥本委員長 ほかにございませんか。

西井委員。

西井委員 今のもんは200人から165人に減るということ。地域的には旧當麻小学校区ということで、もうちょっと事前に、その相手も1者しかなかったと、1者やったやろう、プロポーザルで応募したのが最終的には。それやったら、相手ももう一度、民間やから経営も考えて、こういうぐらいのあれでしか受けにくいわという話はあると思うわ。そやけど、それについてやっぱりもうちょっと事前に、1度出したやつから引っ込められた資料は、我々はほんまにそんな短期間に見ただけの資料やから記憶にないから、その辺をもうちょっと今後しっかりと、やはりこの部分はこういう事情で変わりますねということをちゃんと説明してもらいたいと。ほんなら今日みたいなことが起こらなかつたんやろうと。それと、その最初の話からいったら、その減る分はどないか、一応計画では待機児童が起こらないようにはっきりとできるような予定として計画を練ってんねやな。それが一番要望されて、親御さんがどこやと要望されて待機になること自体が問題やから、この委員会も待機児童をなくすための努力の中で認定こども園いう形で民間にお願いするという形で了解できてるんやから、その辺が今、数字が変わった分が待機児童がほんまに起こらないようにできるんかどうか、それ1点だけちょっとはっきりと答弁してもらいたいと。

それと、令和6年、せいかで開園される予定やけど、実際その令和6年で本当に開園できるように市当局も努力してるんかな。業者がするんやから業者がしたらええんやいう形じゃなく、やはりあの地域からほとんど北の区域は農業振興地域が多いから、その辺の協力して、これはやっぱり市民に農業振興地域のところで、その地域しかないから、そこでやるんやから、これはほんまに行政として、建設されるまでのいろんな時間が緊急でせんなんようになってくると、その辺についてやっぱり県との調整も含めて努力してるんかどうか、努力内容についてちょっと教えてもらいたい。

奥本委員長 西井委員、今、1番目のご質問ですけども、これまでの説明200人という数字は、ちょ

っと200人という切りのいい数字やったんで、我々も非常にそれが意識の上で残ってるんですけども、そこのところは本来の150人の保育という部分は変わってないという説明がさっきあったんですよ。残りの50人の幼稚園のところは流動的だったというご説明だったんで、おっしゃってる意味は分かるんですけども、保育のところの待機児童の解消のところは変わってないというさっきご説明だったんで、あと同じような説明になるかと思うんで、何か追加の説明があったらお願いしたいんですけど、その辺のところよろしいですか。お願いします。

西井委員 全体的にはそのパイが変わってくることによって、どちらかのほうで影響が出てくる可能性が高いから、それを数字から見たらそのように解釈するわけやから、それについて万全にどのようにしてそういう待機児童を起こさないように努力するんだとかいうことを方法論として考えて報告してもらいたいなと思うてるんです。

奥本委員長 だからこども園ということやから、その保育と教育の部分を合わせた数も一応考えた上で、それをちゃんと見込まれてるかというところですよ。もう一度確認で、そしたらお願いします。

井上部長。

井上こども未来創造部長 しっかり見込みは立てておるつもりでございます。

奥本委員長 2つ目の質問も回答をお願いします。

中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井でございます。よろしくお願ひいたします。

今、委員のほうからお尋ねいただきました、本当に今回いろいろな申請事たくさんございます。事業者へ直接お話しすることがほとんどなんですけれども、お互い連絡取り合いながら、今、本当に現在まだ申請中となっておりますので、細かい中身のことについてはちょっとここでは、最終結果が出た折にはご報告させてもらおうと思ってるんですけども、県との協議であったり、県といいましてもいろんな部署があるんですけども、というのは分からないところはお尋ねしながら、両方で協議書であったりも作成しながらやっておりますので、基本、令和6年4月1日に向けて開業に向けて進めていけてると思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

奥本委員長 西井委員。

西井委員 この前の協議会でもその話が出て、あまり細かいことは言わないとかいうのは分かるところはあつたけど、その辺について、やはり担当課だけ違つて、市長、副市長、やはりそれも含めて努力をするようにされてるかということもついでに聞きたいかと思つております。市長、どうかその辺、答弁。市長、副市長もお願いします。

奥本委員長 どうですか。

溝尾副市長。

溝尾副市長 しっかりやっていきたいと思つます。

奥本委員長 市長、お願いします。

阿古市長。

阿古市長 頑張ってやっていきたいと思います。

奥本委員長 西井委員。

西井委員 できるだけ、この計画からいったらもう令和6年には開設せんなんねやということで、これはここでもこの数まで含めて出してあるよって、それはほんまに担当課として業者とも、業者と言うたらあれやけど、認定こども園の園長なり、建設の責任者とも十分打合せしてできるだけ、できるだけいうより、絶対に令和6年度から児童を受けれるように、お互いにけつを叩きながら一生懸命やっていかんなん、これほんまに期日からいったら物すごいしんどいと思うから、その辺ほんまに十分によろしく願いますよ。でなかったら待機児童がこの分から見たら、當麻第1保育所、そのまま危険な状況で受けてもらわなしゃあないような形にはならないように、現実それだけよろしく願います。もう言いつ放しでよろしい。

奥本委員長 西井委員ご心配されてると思うんですけども、やはり認定こども園、特に今回、民間による民間主導でということですけども、行政はその都度、もうほったらかしじゃなくて当然やってらっしゃるということですけども、やはり出てこられる民間の事業者にとっては、もうそこで長らく、もうこれから何十年にわたって営業していただかないと駄目だし、その中で、やはりスムーズに園運営を進めていただかないといけませんので、やはり地元とうまく溶け込んでいただいて、もう地元からもやっぱり支援をいただいた中で、その業態をうまく進めれるようにもフォローしてやってやらんとあかん。そのためにはいろんな意思疎通も含めて十分してやってほしいと、そういうご真意だと思いますんで、その辺り、やはり市もそれ、幾ら民間の事業者のことやいうても、基本はやっぱり市が計画してるところなんで、その辺はうまくフォローしてやってますということで、言える範囲でまたその都度報告いただければと思いますんで、よろしく願います。

ほかにございせんか。

ちょっと私、1点だけお聞きしたいんで、交代させてもらいます。

(正副委員長交代)

谷原副委員長 それでは、委員長に代わり暫時、委員長の職務を行います。

質疑を行います。質疑はありませんか。

奥本委員長。

奥本委員長 先ほど谷原副委員長のご質問のちょっと補足で説明お願いしたいんですけども、まず1つは、0歳のほふく室の話とか出ました。谷原副委員長のご質問の中では、その園舎のスペース的なことのキャパシティーをお聞きしたんですけども、そこにはやはりそれプラスアルファとして保育士のキャパシティーが影響してくると思うんですよ。もう一律その保育士が何人に1人じゃなくて、やっぱり細かな年齢ごとに必要な保育士というのは分かれていますんで、その見込みをちょっとプラスアルファの説明を求めたいと思うんです。その辺の見込み、年齢別の保育士のキャパシティーもどう考えてらっしゃるかということが1つ。

それから、保育士の確保の見通しとして、先ほど示された中で令和3年度のところで市外に2人行かれたということは、これは採用は4人じゃなくて結果的には2人ということなんじゃないかと、その確認が2つ目。

3つ目として、その保育士確保で当然、新たにできる民間の私立の認定こども園も、保育士はこの葛城市エリアで募集をされると思うんです。その奈良県全体で見たら保育士に手を上げられる方はいっぱいいてるか分からんけど、要するに取り合いになると思います。この通勤できる範囲、就業できる範囲で保育士を募集したときに、当然、条件のいいという、労働者は条件のいいところを求めますんで、そういったときに今、市が一生懸命やってる潜在保育士登録再就職事業とか派遣事業のところに影響が出えへんのかなという危惧はするんですけども、その辺りの見込みというか、どういうふうに見てらっしゃるか。この3点お願いします。

谷原副委員長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 まず私のほうからは1点目、保育士の部分でございまして、保育士につきましては年齢によりおむおね何人に対して何人というところがございまして、そちらは実際にニーズがありましたら、その法律の決める範囲で保育士を手配するという形になりますので、そこはしっかりもちろん今までどおりやっていきたいと思っております。

3つ目の保育士の取り合いになるんじゃないかというところではございますが、保育士が何を求められるか、もちろん保育というところはすごく興味を持って働きになってますが、例えば短期間で保育に携わり、お子さんができたときにはまた家庭に入りたいと言われる方もありましょし、そこはそれぞれの保育士が何を求めて、例えば私どもの公立に来られる、私立に来られるというところは違いはありましょが、1つには葛城市の保育の現場がいいよというような噂が、もちろんみんな働いてる方がそう思ってくれはって、なおかつそういった噂が立つようであれば、そこについてはうちの努力、市の努力として、1つ保育士の確保というのが図れるのかなとも思っておりますし、実際、先日も園を回っております折に、新しく働いてくれる人には声をかけるようにしております、どうですかと。そしたら、おっしゃっていただいた言葉は、「こんないい環境ないですよ。ここの葛城市に働きに来てよかったなと思っております」というようなことも言っていたいておりますので、そういったことの日々の積み重ねかなと思っておりますので、何とか確保も今後も継続して図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

谷原副委員長 じゃあ、2つ目の質問で。

中井課長。

中井こども未来課長 中井でございます。

恐らくこの潜在保育士の令和3年度の分ではよかったですか。先ほど説明させていただきましたように、内訳といたしましては、市内の保育所、その期間別ですけどお二人と、申し訳ございませんが、残念ながら市外の保育所にお二人就職されたということの記録にはなっております。当時、恐らくお話もいろいろしたとは思いますが、講習を受けていただいた後にお二人の方は市外のほうの保育所にお勤めになられたということになっております。

谷原副委員長 奥本委員長。

奥本委員長 ありがとうございます。まずその保育の年齢別の床面積のところじゃなくて、それも含めた保育士のキャパシティ、その辺どう見てらっしゃるかということで、ニーズにのって、それは当然のことなんですけども、今現状出てるのはトータルの数しか出てないんですよ。だから我々が知りたいのは、年齢別に本当にこれでいけるかと、その辺の見込みも含めてを聞きたかったんですけども、それはまた、先ほど資料もないということだったんで、ちょっとその辺また今後、我々も安心材料として欲しいところなんで、またその辺、準備お願いできたらと思います。

それから、民間事業者が来られたときにこのエリアの保育士の取り合いになるんじゃないかと私懸念してたんですけども、今のお話からいったら非常に働きがいのあって居心地のいいところだということをおっしゃってるということなんで、引き続きそれやったらそれで確保を進めていただけるということで、とにかくどちらに偏ることなく、市もやっぱりこれだけお金かけてやってる事業なんで、そこのところはうまくすみ分けというのができるように、どっちかに偏ってしまってどっちかもうなかなか難しいというところにならんようにだけはどう調整してください。

それからあと、採用は最終的には4人じゃなくて、結果的には2人ということだったということですけども、ちょっと残念に思うのは、講習までやってお金かけたのによそのほうに就職されたというのは残念やなと思いますんで、その辺り、せっかくこういういい事業されてるんで、そういった形が結実して葛城市の実績になるようにうまく持って行ってほしいと思いますんで、その辺はまた努力をお願いしたいと思います。

もう以上で結構です。

谷原副委員長 1点だけ、井上部長のほうに、今ありました資料、これはいけますか。

井上部長。

井上こども未来創造部長 申し訳ございません。ただいまお手元にお配りしております資料のうち、6枚目の資料につきましては取扱注意でお願いしたいと思っております。こちらは推計も載せております分でございますので、先ほど来、数字の分につきましては、我々と議員の中でも私どもの説明不足によりちょっとのところもございますので、6番の表につきましては取扱注意でお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

谷原副委員長 私が尋ねた奥本委員長の資料提供について確認をしたんですけども、0歳児とか保育士の方が違いますよね。保育児何人に対して何人の保育士というふうなことが年齢ごと違うので、その見通し、これは確か、どうなのかというところら辺の推計になると思うんですけども、そういう資料、安心材料のためにちょっと出してもらえますかということだったんですが、それについての確認です。

井上こども未来創造部長 申し訳ございません。こちらのほうでまた調べまして、整いましたらお示しさせていただきたいと思います。

谷原副委員長 できたら、そういうことでお示ししていただけたらと思います。

ここで委員長と職務を代わります。

(正副委員長交代)

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようでしたら、この件につきましては、この程度にとどめておきたいと思います。

(発言する者あり)

奥本委員長 ああ、そうか。2番目か。失礼いたしました。

では続きまして、もう一つの資料についてご説明をお願いいたします。

中井課長。

中井子ども未来課長 お願いいたします。中井でございます。

お手元のほうにお配りさせてもらっております磐城第1保育所の説明会の資料、當麻第1保育所の説明会の資料、それに基づきます保護者からの質疑応答に関する資料をお配りさせてもらっております。こちらのほうについてご説明させていただきます。こちらのほうは令和4年8月27日の土曜日に、磐城第1保育所と當麻第1保育所の在園児の保護者の方を対象にいたしまして、両保育所の今後の運営についてということで説明会を開かせていただきました。まず磐城第1保育所につきましては、8月27日土曜日の午前9時からと午前10時30分の2班に分けて磐城認定こども園におきまして開催いたしました。続きまして當麻第1保育所におきましては、その同日の午後1時からと午後2時30分の2班に分けて、こちらは當麻第1保育所におきまして開催いたしました。それぞれの保育所におきましては、お手元に配付しています資料を基にまとめたものを説明させていただきます。

まず磐城第1保育所の資料のほうをお願いいたします。まずこちらのほうは、1ページのレジュメに従いまして葛城市における保育の課題と対策等、2番目に磐城第1保育所の現状、3番、幼保連携型認定こども園とは、4番、磐城認定こども園の現状ということの順に進めてまいりました。

実際には、磐城認定こども園に関すること、磐城第1保育所の保護者に関係することについては10ページからとなっております。

まず、11ページにおきまして、磐城第1保育所の現状をご説明しまして、続いて12ページにおきまして今後の方針をお示ししております。星印2つ目のとおり、令和6年4月に磐城認定こども園に移行運営する予定であることをお伝えいたしました。

続いて、14ページ以降については一般的な認定こども園の説明を行いまして、18ページからは実際の磐城認定こども園の保育時間であったり行事などについてご説明させていただきました。最後21ページに今後の服装や持ち物についてということの実際のご説明をさせていただきました。その後、説明後に質疑応答の時間を設けて、保護者の方から質問やご意見を伺いました。主な内容といたしましては、お手元にお配りしています質疑応答内容をご覧いただきたいと思います。

主なものといたしまして、大体網羅していると思うんで書かせていただいております。例えば、磐城第1保育所の質疑応答内容には、1番では、今までどおり車で送迎できるのかという内容であったり、先生はどうなるんですかという内容であったり、給食についてはどうなりますかとか、12番です。お盆も預かってもらえるのかという内容であったり、

裏面へ行っていただきまして、17番の、磐城認定こども園では1号と2号の子どもたちのクラス編成はどうなるのかというような質問がございました。基本的には、今、磐城第1保育所で行っている時間帯であったり、保育の内容は変わることはございませんというようなことはお伝えさせていただいております。

続きまして、當麻第1保育所についてご説明させていただきます。資料をご覧ください。當麻第1保育所のほうになります。まず、磐城第1保育所とおおむね同じ流れでは行っております。1番に葛城市における保育の課題と対策等、こちらは磐城第1保育所と同様になっております。2番目に當麻第1保育所の現状と今後の方向について、3番目に當麻第1保育所入所案内について、4番として社会福祉法人裕愛会の誠華学園についてのご紹介、5番目として、こちらは磐城第1保育所と同様に認定こども園についての一般的なご説明をさせていただきました。

まず、実際の當麻第1保育所に関することにつきましては、こちらも10ページからの説明とさせていただきます。11ページで、今の當麻第1保育所の現状をご説明し、12ページにおきまして令和10年3月末をもって當麻第1保育所を閉所する方向で検討していることをお伝えいたしました。13ページにおきまして、現在の在園児が卒園まで當麻第1保育所をご利用いただけることをお伝えいたしました。次に、15ページからにつきましては、大字當麻地内に建設予定の民設民営の認定こども園のおおまかな説明を行い、最後に説明後につきまして質疑応答の時間を設けまして、保護者から質問やご意見を伺いました。こちらのほうにつきましても、次の資料の質疑応答内容の2ページ目になりますが、當麻第1保育所の保護者説明会の質疑応答内容をつけさせていただいております。こちらのほうにつきましても、主なものとしてまず1番に、(仮称)當麻せいか子ども園に転園したい場合の案内や説明はあるのかという質問、こちらのほうは、予定をして行っていきますとお答えさせていただいたり、4番では、當麻小学校区の子どもにしてみれば公営の保育所がなくなることになりますが、校区外の公立か校区内の私立という選択肢になるが、當麻小学校内の子どもは優先的に(仮称)當麻せいか子ども園を利用できるようになるのかというご質問がありました。こちらのほうは、このようなご希望があることは事業者に伝えて、今後協議してまいりますとお伝えさせていただいております。それ以外に6番で、當麻第1保育所で卒園させたいと考えているが、転園される方もいると思われまして、當麻保育園の園児が減っていくなら、自分のお家にしても転園を検討せざるを得ないと思っているが、そういった転園者の人数といわゆる在園児の人数等の情報を共有いただくことはできますかというご質問につきましては、情報共有については時期も含めまして検討させていただきますというようなことをお伝えさせていただいております。少しだけ言葉で言わせていただきましたけれども、表にまとめましたものをまたご覧いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、この両保育所とも、もちろん当日に参加できなかった保護者の方につきましては、当日の資料やこの質疑応答をお配りしまして、個別に対応を希望される方につきましては、電話であったり対面であったりで対応していておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

奥本委員長 ただいま報告願いましたが、このことについてご質問等、ご意見等はございませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。この當麻第1保育所のほうの12ページのところを見てほしいんですけど、12ページと13ページのところで、新たに入所を希望される0歳児、これは来年のことですよ。令和10年には5歳児となり卒園できないということをおっしゃってるんですよ。これ、その前のページに子どもの安全を優先と考えて令和10年3月、これはもう耐震的なことですか。というのは、令和6年から始まったと仮定して、そこから4年ぐらいはやるんですかね。この今、0歳児の方はあと2年で卒園かな、令和10年で5歳児ということは2年で卒園、1年か、卒園するまで……。

(「どっかに行ってからということですか」の声あり)

杉本委員 違う違う、じゃなくて、あともうちょっとじゃないのと思っちゃうんですよ。1年でしよう。1年やね。ほんなら、この令和7年、令和8年、令和9年と4年やって、あともう1年で皆さん気持ちよく卒園できるのに、その1年を削るのは耐震がその年で絶対あかんという理由やったら分かるんですけど、そこまで頑張ってるやったらあと1年頑張ったらいいんじゃないのと思ったんで、その理由を聞かせていただきたいのが1つ。

2つ目が、磐城第1保育所のほうの12ページと13ページのところなんですけど、これも同じようなことなんですけど、ここは打って変わって令和6年度でもう全ての児童が認定こども園に、これも耐震的なことがあるんですかね。この場合はもう全ての児童、今、何人か分からないですけども、認定こども園に行ってくださいと半ばちょっと強引な感じなんですけど、このことについてはどんな声出てんのかなというのが聞きたいです。

奥本委員長 中井課長。

中井こども未来課長 中井でございます。

先ほどのご質問の1つ目が、令和9年度で一旦閉めるという話だけれども、令和10年度まではどうかというお問い合わせでよかったですかね。こちらにつきましても担当課のほうでいろいろ議論もし、相談もしながら進めて、今の時点では在園児になるべく負担がかからず緩やかに影響がないような形で閉所していくところの年度についてということで、一旦は令和9年度ということで区切らせていただきました。そこに当たり、今回また入所が新規に始まります時期でもありましたので、そちらについて、もし今年度入所を希望されましても最終1年は卒園できませんということをアナウンスをさせてもらっておりますので、もうどこかで区切る必要があるというところで、令和9年度というところで、緩やかにというところで決定させていただきましたので、お願いしたいと思います。

あと、磐城第1保育所の子どもたち、園児たち全てが認定こども園ですかというお問い合わせ、今のところ、保護者にもご説明したんですけども、基本は認定こども園のほうに令和6年4月1日から皆さん移行していただきますというご説明をさせていただきました。保護者の中の声としましては、特に先生のことが気になる、ここにQ&Aにも書いてるんですけど、先生はどうなるんですかと。磐城第1保育所にいる先生がまた一緒に見てくれるんですか

とかいう心配であったり、給食は今、磐城認定こども園は自園調理できてませんので、給食もちゃんと今までどおりできるんですかという質問であったり、本当に全員確保して認定こども園に移れるんですかというようなご質問をいただきました。それはもう全てお答えさせてもらってるんですけども、保護者説明会に来られた中で、絶対に移りたくないというようなご意見、大きなそういうご意見は聞かなかったと思っております。

以上です。お願いします。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 僕は基本的にはその新しい保育所、認定こども園、多分見ていただいたりしたら、ええのを造っていただいているんで、僕は皆さんこっちのがいいやんと思ってもらえると僕は信じてるんですよ。ただ、やっぱり思い出とかというのもあると思うんです。もうさっき聞いて答え聞いてないんですけども、當麻第1保育所は令和10年までやる、でも磐城第1保育所は令和6年で終わり、その理由を教えてほしいということなんですよ。僕が例えばこれを知ったとき、何で向こうがいけんの、何でこちらは駄目なのという、ひねくれた人間なんて思っちゃうんです。もう一回だけ聞きたいんですけど、この當麻第1保育所のほうはあと1年で卒園できるじゃないですか。もうそれは、ほんまにその途中でももちろん、あっちのほうがいいですよとやっていただいて、向こうの新しい保育所のほうに行っていたきたいのはやまやまなんですけど、それでもここに残らざる方というのは、この當麻第1保育所を愛してる方々やと思うんです。親御さんも子どもさんも踏まえね。それであと1年で卒園できんのに、このタイミングで閉めちゃう理由が何かあんまりよく分かんないですよ。せっかくここまで、磐城第1保育所みたいにぱつとやめんねやったら分かんないんですけど、この閉める理由と違いをね。言うている意味分かりますか。だって、あと1年で卒園じゃないですか。そこまですつといて、ここにいたいというて、最後の1年だけ、はい向こうへ行っとなるわけでしょう。何か、それはここまで頑張ったらもう1年頑張ったらいいのと思うんですけど、その辺どうでしょう。

奥本委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 磐城第1保育所につきましては、自園調理が整います令和6年4月というところが1つ、そういった施設が整って0歳から2歳の受入れが可能になるというところが大きくございますので、また園舎につきましても本当にすごく素敵なきれいな環境でございますので、そういったところも含めて、課長が申しましたように、「何でやねん、要らんわ」というようなお声は聞かなかったかなと思っております。ですので、そのようにさせていただく時期は、自園調理が可能となる時期と思っております。

他方、當麻第1保育所のほうでございます。委員おっしゃる意味も理解いたします。今回、令和9年度で閉めるというのは、今現在入っていただいている方、その方が全て卒業なさる年がその年に当たりますので、そういったところでは今の申込みは、新しい0歳児が入られたとしても、その方についてはこういった条件ですよというところをアナウンスしておりますので、そういったところで1つの区切りをその年にさせていただいたということでございます。

以上でございます。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 磐城第1保育所のほうの意味があんまり分からんですけど、後で聞きますわ、もう一回詳しく。

當麻第1保育所の来年度入られる0歳児の方に関しては、条件付で来ていただくから問題ないということでもよろしいんですか。見ていただいたら、ええところを造っていただけと思うので大丈夫だと思んですけど、まあまあ納得いきました。ありがとうございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 今の杉本委員との関連なんですけれども、その當麻第1保育所ですが、令和9年度中でもう終わると。今のお話だと、だから来年、令和5年度から當麻第1保育所に0歳児で入園する方についてはアナウンスをしてるとおっしゃいましたけれども、これ、募集時にそうしたアナウンスされてましたか。募集するときに、応募するときに、今年、令和5年度から0歳児で入る方については卒園まで行けませんよと、閉所しますよと。要は入所のしおりがあって、そしてそこでやっているとこれはアナウンスされてたんですかね。僕はこう見たら、ご承知おきくださいとなってるから、これ一体どういうことなんかなと。ご承知おきくださいというふうに書いてあるから、入所のしおりで本来もう書いてご了解の上だったら、ご承知おきくださいということなんかないわけですから、ちょっとここはどうなのかということをもう一回確認したいと思います。この文章の表現がご承知おきくださいという説明会でやってますので、ちょっとこれ分からなかったのも、これは確認ということです。

それからもう一つお伺いしますけれども、先ほど来、さきの要は0歳児の定員とかどうのこうのありましたけれども、私、質問のところを見ますと、これは磐城第1保育所の質疑応答内容のところ、4番目のところに磐城認定こども園の定員の内訳を知りたいいうところに、2号認定、3号認定について、0歳児、1歳児、2歳児、3歳児、ちゃんと定員書いてあるんですよ。だから、もうこれちゃんと把握してあるんだったら、先ほどの質問について資料提供お願いしますと言いましたから、これがあれば大体、保育士も定員に対して何名ということがありますからすぐ分かるのかなというふうに意外に思ったので、ちゃんとここへ書いてあるのでそれは可能なのかなと思ったんですけれども、これちょっと指摘しておくことにいたします。1点目のところだけよろしく、確認ですのでお願いします。

奥本委員長 中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課、中井でございます。お願いいたします。

まず、入所のご案内のほうについては、今回9月に申込みのしおりというのをお配りできるように準備させていただいております。そちらのほうには、磐城第1保育所、當麻第1保育所についての今後について、まず在園児にご説明させていただいた後に新園児にということで、入所の申込みのしおりのほうには書かせていただきました。まずもって何よりも在園児に先という思いがありましたので、ご承知おきくださいというのはそういう意味で言葉としては表せていただいたんですけれども、今あくまでも説明会は在園児向けということで

したので、このような言葉になっております。よろしく申し上げます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 これから募集するという事ですから、この9月にね。だから令和5年度入所の方についてはこれからの応募に入るので、そこではきちっと周知すると。これは今、在園者の方のことで、在園者の方にまだ入所のしおりは配られてませんし、弟、妹が0歳で入所を予定されてる方もいるかもわからないからこういう表現になったと了解いたしました。

1つ最後に意見ですけれども、磐城認定こども園の移行については、私もすばっと移行するほうが保育士も一緒に移行していただけますので、やっぱりお子さんにとっては保育士となじみがあるということが非常に安定した保育に関係するということでもありますから、私もすばっと調理室の準備ができたなら移行したほうが安定するのかなと。変に分離しちゃうと非常に子どもにとってよくないので、私はこれは妥当なことだろうと思いますので、意見として述べさせていただきます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

柴田委員。

柴田委員 よろしく申し上げます。私がちょっと気になるのは、當麻第1保育所の保護者の説明会の質疑応答の中で、4番と5番と10番のところに保護者からの、公営の保育所がなくなるということで當麻小学校区の子どもたちが確実にその新しくできる（仮称）當麻せいか子ども園に入所できるかどうかということをご心配されてるんですけども、私も同じような心配がちょっとありまして、民間で運営されるのであらゆる方法で多分募集されると思うんですよ。だから、葛城市の子どもたちが優先的にということの確認はないと思うんですけども、私が葛城市内の保護者から、噂で、確かかどうか分からないんですけど、この運営される事業者はほかでも運営されてると思うんですけど、身近なところだと香芝市かなと思うんですが、香芝市の今ある保育所に入所していると優先的にこちらの（仮称）當麻せいか子ども園に入園できるというような噂があると聞いているんですね。そういうことになると、もうなかなか當麻小学校区の子どもたちがどうなっていくのかなということと、このさっきの数字が確実なような形になってますけれど、それが本当に確実なのかどうかも私の中では不安なんですけど、その辺りのところはどこまで業者と協議して、協議しますと書いてあるんですけども、協議していけるのかなということもちょっとお聞きしたいと思います。

奥本委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 ただいまの柴田委員のご質問にお答えいたします。

私ども、先だってからプロポーザルを実施して受託事業者を決めております。そのときの募集要領の中に、しっかりと運営等の条件についてを記載しております。その部分で、當麻第1保育所に在園する園児について、當麻第1保育所に在園する園児で、転園希望する在園児についての入所は確約することという文言を入れております。ですので、そのことをしっかりと相手と協議をしていきたいと思っております。噂につきましては、そんなことがないよう願っております。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 そうですね。私も噂ベースなのかなとは思いますが、それを本当に真剣に心配されている方は、そういうふうな方法も取られるのではないかと思いますので、そういうふうな条件を出していらっしゃるんだとしたら、もうしっかりと協議していただきたいと思います。

奥本委員長 ほかにございませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 先ほどの関連ですが、1点だけ質問したいと思います。当麻第1保育所の保護者の説明会の質疑応答内容のところで9のところですか。これは公立の保育所がなくなるということなので、幼稚園への転園を考えてるとか、幼稚園との関係のことを質問されてるんですが、この回答の中で、「(仮称) 当麻せいこ子ども園では、1号認定の定員もありますが、これは2号認定で利用中の方が、仕事を辞めるなどで1号認定に変更となった場合でも、引き続き園を利用できるようにするためのもので、基本的に当初から幼稚園としての入園は想定されていませんので、保育所と幼稚園のすみ分けはできていると認識しています。」と。実は、この点について、私はずっと認定こども園をなぜ当麻小学校区に造るんだと。当麻小学校附属幼稚園があると。そこへ認定こども園でまた1号認定の子を入れるようなことになると、これは当麻小学校附属幼稚園は大変ですよということをずっと言うてきました。でも、この答弁を見ると、入園時にその幼稚園の子として1号認定として募集はしないと、認定こども園だから。要は2号認定、3号認定がお母さんが希望して、これはもう1号認定で幼稚園教育を受けさせたいと、午後2時以降、家に帰らせて家庭で見たいというふうに思われたときに、園内で受け入れるために1号認定の定員を設けますというふうになってるんですね。これ、こんなこと聞いたことないですよ、僕。初めてではないですか。最初からそういうことを言っていましたか、委員会かどこかで。私これ見て、私の記憶としたら、ああそんなやと。それやったら当麻小学校附属幼稚園についてはあまり心配がないのかなと思いましたので、私この点質問してきたから、ちょっと説明があったのかどうか、こちらぱっと見て、ああそんなやとと思ってしまったので、これはもうそれは説明しましたということだったら結構なんですけど、改めて確認も含めてお聞きします。

奥本委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 こちらの部分につきましては、受託事業者が決まってから、今まで打合せの中でのお話で、先ほどの165人というのが決まりましたのも8月でございましたので、です。決まりましたら必ずすぐの会議のときにはお伝えしてるんですが、申し訳ございませんが、もしかしたらそういった話を今、初めてだということであれば、私どもの説明が少なかったのかなと思っております。

以上でございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 これはもう確かにこういうことなんですね。どこで話があったかというのはともかくとして、要は入園時には募集はしないということはどう間違いないということですね。はい、分かりました。

続いて申し上げますけども、これ事業者の人にとっては大変なご負担になるんじゃないで

すかね。先ほど、200人で150人、50人で、つまり幼稚園コースの施設とかそういう設備、プログラムも含めて、用意をしとくことですよ。ただ保育で150人入りますと、150人保育やからね。その中で1号認定に行きたいという人がその途中で出てきたら受け皿として用意してますよということなんですよ、事業者にとってはね。私としてはそういう感じを受けましたので、保育所にとっては、民間の方ですから、かなり負担をしていただいているふうな形で収めていただいているんだなというふうに思いました。それだけ、感想ですけど述べておきます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 また話戻ってせいかの話になるんですけど、ほかにもいろいろやられてて、この辺は先生の募集というのは苦勞されてないんですかね、せいかは。というのも、ルール上は分かんないんですけど、ほかのせいかの先生が、今年は葛城市へ行ってくれとかということではできるんですかね。できないですか。登録上、ルール上できないですか、助っ人的な。例えば、オープンするじゃないですか。先生足りないという問題が出てきたとするじゃないですか。それはやってくださいという意味で民間にやっていただくんですけど、僕が思うたんは、これ助っ人とか全然向こうで集めてやれんねやったら、もうマックス受けれるやんという話で、いきなりもう大前提受けれるという考えできるなと思うんですが、その辺できんのなかだけちょっと聞きたいですけど。

奥本委員長 中井課長。

中井こども未来課長 中井でございます。

せいかが保育士を全て採用いただいて、150人をいきなり発進できるかというご質問でよかったですか。じゃない……。

(「派遣できるか」の声あり)

中井こども未来課長 基本的には公立と私立になりますので、そういう異動というか派遣というのはないかと思っております。ないです。ただ、全てせいかのほうで保育士のほうはお願いしますということをおっしゃるので、採用のほうにつきましてもないです。すいません。

奥本委員長 杉本委員、いいですか。

杉本委員 分かりました。

奥本委員長 ほかに補足とか特にないですか。今ので大丈夫ですか。

いいですか。ほかにございませんか。いいですか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、この件についてはこの程度にとどめたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

再会は13時30分をお願いいたします。

休 憩 午後0時16分

再 開 午後1時30分

奥本委員長 午前中に引き続き、厚生文教常任委員会を再開いたします。

市長は公務のため午後から欠席されるということ、ご了承ください。

では、続きまして、(3) ICT教育に関する諸事項についてを議題といたします。

まず本件につきまして、去る8月17日に本委員会として白鳳中学校に出向きまして、電子黒板の視察を行いました。まずこのことについて、当日いろいろ勉強もさせていただきましたが、委員の皆様のご意見、ご感想を聞く機会があまり時間取れなかったんで、まずはそこをお伺いしたいと思いますけども、いかがでしょうか、参加された方の感想。

柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。率直にもうすごいなど。いろんなことが、あらゆることができる機材だなというふうに思いまして、逆に先生の想像力とかそういったことが試されるような機材だなというふうに思いました。使い方によってはすごく広がるし、それ使いこなせなかったらすごくもったいないというのが率直な感想です。だから、これからすごく私としてはその授業の展開に大いに期待するところです。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 感想といたしますか、あれぐらいの金額を突っ込んであの規模というので、想定内といえは想定内なんですけど、やっぱり子どもたちがどうやって使ってるのか見たかったなというのが僕の正直な感想ですよね。普通にパソコン触って終わったというイメージは若干あって、残念やったかなと。あと、さんずいの漢字は少ないなど。

(「そうですね。もっと勉強せんと駄目ですね。お互いに。」の声あり)

杉本委員 あとほんで、チェーンもつけてもらってましたし、危険対策もやってもうてましたし、基本的にはどういったことになっていくのかなと思うんですけど、その蓮華ちゃんの入れるやつも結局使えなかったんで、ちょっと僕の中は物足らん感じに、委員長、副委員長には申し訳ないですけど、やっぱり子どもたちがどうやって使ってて、どうやったまなざしで、いつも言ってるどんな姿勢でやってんのかというのはちょっと見たかったなと思います。感想と言えば以上ですかね。

奥本委員長 ほかにございませんか。

坂本委員。

坂本委員 一般質問でもちょっとお話しさせてもらいましたけれども、すごい機能のある立派な機器だと、デジタル機器だと、そういうお話をさせてもらいました。これをうまく活用してもらって授業に役立ててもらいたいと思っています。あとは、一般質問で言いましたけど、目の健康がどうかということにはちょっと気をつけてもらったらと思います。よろしくお願ひします。

奥本委員長 ほかはいかがでしょうか。

西井委員。

西井委員 我々、年いってるもんから見たら、我々、学校の教育では黒板あって、それで黒板のみでいろいろ教わってた。その時代と比べたら、この前、視察させてもらって、あまり先端過

ぎて、それに結局ついていけないかどうかというので、ついていけない生徒ができないようにできないして努力してもらえない点がやはり心配いうか、私もこの子どもの時分からいったら、中学校は香芝中学校へ行きましたけど、最初に香芝中学校へ行ってびっくりしたんは、各クラスで1人か2人が算数の九九が全然分かってないという生徒がおって、物すごいそれがびっくりしたというか、もちろん私も偉そうに言うんじゃないけど、九九については学校で全部覚えるまで残された口でございました、はっきり。確か小学校3年ぐらいかな。そういうふうな中で、残される人間をちゃんと指導できるようにしてもらおうというたら、余計あの設備が大変、先生の苦労が増えるんじゃないかと思いますが、その辺を留意した中で先端な技術を皆使えるようにしてもらったら、これからはIT社会の中で、将来的にはその熟知した生徒ばかりにしたら、いろんな就職先とかいろんな仕事に間に合うようになるということで、いい施設ではありますが、その辺、学校の先生も大変苦勞かけんなん、お願いするいうか、そやけどお願いする中で苦勞かけねばならない点があるんじゃないかなと感じたわけでございますが、その辺また教育委員会としては大変ではございますが、今からの時代はもうそういうものを使えないような人間ではもう将来展望がないような時代になってくるということで、ちょっとその辺、教育委員会に大変世話かけるけど、いろんなものを使えるような生徒をちゃんと教えてもらいたいなと思ったわけでございます。

奥本委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。また後の話の中で気づいたことがあったら、またそこでご意見いただいても結構なんで、お願いします。

今、いろいろご意見頂戴いたしました。初めて電子黒板というものをご覧になって、実際に体験するという機会を初めて持たれた方もあるんですけども、やはり皆さん懸念されてるのが学校の先生がついていけるんかという、それはもう以前からも話が出ておりましたけども、その辺も踏まえた上で、今後、電子黒板をどう活用していくか。今現状、二学期始まってまだ僅かですけども、現状の進捗状況、それから実際、先ほど杉本委員からもあったように、子どもたちが使ってる姿、これは以前に実際に市内の学校へその授業の風景を視察に行きたいという申入れをしてみましたので、その辺について理事者のほうから報告願いたいと思います。

板橋理事。

板橋教育部理事 教育部の板橋です。よろしくお願ひいたします。

まず電子黒板の導入後の授業の様子なんですけれども、そちらについて報告させていただきます。中学校においては、普通教室を利用する授業でほぼ毎時間利用しているという状況です。また小学校につきましては、5年生、6年生の担任の先生につきましては電子黒板を使った授業は環境的にも技術的にもできるという状況になっております。授業にもよりますが、小学校においても毎日利用しているという状況になっております。また、教員に電子黒板を使用した感想を聞きますと、画面が大きく見やすくなって、写真などを見せると子どもたちの驚きや反応が大きくなっていると。あるいは書画カメラの画像が鮮明なので非常に指導しやすい。また電子黒板に書き込んだり保存したりできるということで、使い勝手がかなりよくなったといういい評価をいただいております。

もう一回追加で、先ほど杉本委員おっしゃった視察のほうなんですけども、小学校の5年生、6年生の授業を見ていただいたらどうかと考えております。具体的な日程といたしましては大体10月の中旬、こちらで考えているのは10月の18日か19日、駄目ですか。大体10月の中旬頃で調整させていただきたいと思っておりますので、また事務局と協議させていただいて決めさせていただけたらと思います。ちょっとこれ別件なんですけど、その日にできたら給食の試食もいかがかなと思っておりますので、ご検討ください。

以上です。

奥本委員長 ありがとうございます。視察の日程については、また事務局とも相談いたしまして、打合せ、またお願いしたいと思っております。その前に、今、報告いただいた先生方の感想で、いい意見ばかりだったんですが、何かちょっとそれ以外のネガティブな声というのは上がらなかったんかというのが気になる場所なんですけど、その辺はいかがだったんでしょうか。板橋理事。

板橋教育部理事 教育委員会に気を遣っておられるのか、あんまりネガティブな意見は、強いて言うなら、ちょっと起動に時間がかかると、前のパソコンでもそうだったんですけども、起動に時間がかかるという話と、あとそもそも電子黒板は前よりもサイズが大きいので、ちょっと場所を取られるよねという話。あるいは黒板に比較するとやっぱり小さいというので、黒板として使うにはちょっと小さいですよという意見も出ております。

以上です。

奥本委員長 それでは、まず今はここまでのところでご意見、ご感想をお伺いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 視察のことについてなんですけど、これ併せて、前も言っていた給食もついでに1回行きましょと、新人議員もおるし行きましょとってもう早や何か月……。

奥本委員長 今、それ、給食もというふうに……。

杉本委員 言いました。だいぶ格好悪いですね、僕、今。

もう1個だけ。視察のときに1クラスだけ見るのか、分散するんですか。こんだけ大人数で行ったら大分……。

奥本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 5年生、6年生、同時間で授業やっておりますので、それぞれ分散していただいて見ていただければと思います。

奥本委員長 よろしいですか。

坂本委員。

坂本委員 一般質問でちょっと言いましたけれども、後ろの子どもが見にくいとか、それからちょっと机を移動しなければいけないとか、天気の良い日はちょっと見にくいから机をこっちに移動しなければいけないというようなことは、今のところはないんでしょうか。

奥本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 教育委員会、板橋です。よろしく申し上げます。

今のところそういう意見は何ってありません。

以上です。

奥本委員長 坂本委員。

坂本委員 分かりました。

奥本委員長 ほか、いかがでしょうか。また、そしたら視察のときに、特にそれぞれまた、電子黒板こんなやつたけども、自分なりに何か、その当日、学校の授業を見ながら質問できませんので、またそこで気付くこともあるでしょうし、それまでに聞きたいこともあれば、また私のほうに教えてください。意見集約した上で、その辺を重点的にまた視察の後でも説明いただけるように持っていきたいと思ってますんで。日程についてはまた打合せのほうをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。できたら私からの希望で、授業風景を見るだけじゃなくて、子どもたちの意見というのを実際に聞ける場がもし取れたら、取れたらでいいけど、授業のやっぱり先生方優先、難しいですか。分かりました。また何かその、いずれ教育委員会でその辺を取られると思うんで、またその資料を教えてください。ありがとうございます。

川村議長。

川村議長 ちょっと一言だけ、感想だけ。委員外議員もたくさん行っていただきまして、私も一応、厚生文教常任委員会の委員じゃないんですけど行かせていただきまして、あといろんな他市の議員たち、また委員長たちの話もいろいろ聞かせてもらって、いや、葛城市すごいな。いいなと。なかなかまだ導入に至らないところもあります。本当に教育設備が整ってるなど、まず私は嬉しい感想としてちょっと言わせてもらっとこうと。せっかくそういった機器がすごい形で配備されてますので、十分にやっぱりそれをうまくこれから葛城市の子どもたちの教育に利活用していただきますように、先生たちも大変と思いますけども、せっかくいいものが与えられてしてる状況の中でよろしく願いしたいと、まずお願いでございます。お願いいたします。

奥本委員長 よろしいですか。

では、続きまして、A I相談についてのその後の状況、説明を、報告をお願いいたします。

川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎です。

A I相談につきましてのその後の状況についてご説明させていただきます。

まず、A I相談の中にあります今週のあしあと、毎週、学校のほうで金曜日の終わりの会で、子どもたちにその1週間の日記を書いていただいているんですけども、コンピューターのほうに打ち込んでいただいているんですけども、こちらにつきましてA Iで見守りをしているわけですが、こちらにつきまして、これまでのところ緊急な対応を必要とするケースはございません。今後も見守りを続けていきたいと考えております。

S N S相談のほうなんですけども、5月20日の本格運用以来、5月で対応数としまして546件、6月で1,205件、7月で1,022件、8月は377件の対応をしております。こちらは学校のG I G Aスクール構想で導入されましたタブレットやP C端末を活用しております、

先ほど申しあげました毎週金曜日に今週のあしあとを打ち込むことで、すぐにSNS相談があるんだということが子どもたちに認識しやすいような設定をしております。1学期と夏休みが終わりましたので、1学期の集計を取りますと、曜日による変更、変動を見ていたんですけども、66日の1学期、5月20日から7月20日までの間で、月曜日から木曜日は大体40件程度で動いております。それから、金曜日は90件を超えるSNSの対応を取っております。こちらにつきましては、当初考えました仕組みが生きているものと考えております。夏休み36日中でまた曜日について集計を試みたんですが、当然、夏休み中はPC端末等を学校の授業等で触る機会が減っておりますので、子どもたちとの接点は減ったものと思うんですけども、平均で月曜日から木曜日は15件前後の書き込みの対応が、ですが金曜日は26件と、やはり平均を取りましても金曜日の書き込みが多く、学校でのご指導による習慣化が生きているものと考えております。また、こちらの金曜日が多い点につきましては、以前、議員の皆様から上げていただいた提案の中で、今週のあしあと、その記憶、毎週の日記を書くところに緊急ボタンを設置してはどうかという提案をいただきましたのを、教育委員会、学校の先生、こども・若者サポートセンターのほうでも検討しまして、その今週のあしあとのページにSNS相談に飛ぶボタンを設置いたしました。そのボタンを通してSNS相談に入ってきてる子も金曜日には多いのだろうというふうに考えております。ありがとうございます。

実際にSNS相談を眺めてみますと、子どもたちはいきなり相談に入るといいますよりも、日常会話をSNSを通してしながら、その中で、相談いいですかと出てくるものが多うございます。内容としましては、友人トラブルの相談、こちらにつきましてもSNSでやり取りをしてる中で、解決しましたという書き込みまで至っているものもございます。あるいは、将来のこと、進学のこと、先生との関係に関する事など、思春期前期の子どもたちが持ちます不安や悩みを匿名で相談してくれている状況にあります。特に1点、学期中は学校の先生方が常に子どもたちの近くにいてくれるんですけども、夏休みに入るに当たって、恐らく学校の先生が、毎日会えないのでSNS相談もあるよという形で紹介して下さったんだと思います。学校の先生がSNS相談を勧めていただいて入りましたという方がおられまして、それですと夏休み中継続してSNSの対応を取っていつている中で、夏休みの終わりにはお礼のメッセージ、ありがとうございましたというメッセージを残して、また学校のほうに恐らく戻っていつてるだろうケース等もございました。

このこれまでの経験も生かしまして、教育委員会のICT活用推進委員会でありますとか、あるいは教育相談コーディネーター会議等にこども・若者サポートセンターも同席させていただきまして、日頃子どもたちと接していただいている学校の先生方からのご助言などもいただきながら、今後も授業のほうを進めていきたいというふうに考えております。

先ほど議員の皆様からいただいた意見の1つもご説明させていただいたんですが、それ以外に例えば今日のスタート、子どもたちが毎日その日の気分を5つの顔から選ぶということもあったんですけども、このような内容につきまして、もう全て学校の先生、教育委員会、こども・若者サポートセンターのほうで協議の場でもちまして検討のほうをさせていただき

ましたが、こちらにつきましては、夕方を取るほうがその日の後なので分かるんじゃないか、あるいは朝夕取るほうがいいのではないかなというようにもなっておりまして、そちらのほうも検討させていただきました。やはり学校の先生方、朝取って、それで声掛けに活用したい、そういう思いを持っておられまして、朝夕取って日内変動を見るという考え方と、1日の同じ時刻を取って週間変動という2つの考え方もあるかと思うんですが、まずは学校の先生方、朝の様子を見て声掛けに生かしたいということで、こちらにつきましては朝実施している流れになっております。さらに、今日のスタートにつきまして、子どもたちが入りたくなるような仕掛けということで今日は何の日というのを設定したんですけども、もっと子どもたちがしたくなるようなゲーム感覚のような何かを取り込めないかというご提案をいただきまして、こちらにつきましても協議したんですけども、学校の先生方のほうからも、落ち着いた雰囲気の中でまずはさせてみたいというところで、現状では今日は何の日で動かしております。

先ほど一旦ご説明させていただいたんですが、今週のあしあと、日記を書くところから何か緊急ボタンがあればいいのではないかなということにつきましては、こちらにつきましては、その打合せの中でも協議の中でもそのとおりということで、まずはSNS相談に飛べるボタンのほうを設置して、現状として金曜日には相談回数が多いというところに結び付いているものと考えております。ありがとうございます。

以上です。

奥本委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 そのSNS相談、ちょっと内容、割合ですよ、大きくふり分けしたら、今おっしゃったみたいに、家庭の問題、勉強の問題、学校の問題、いろいろあると、どれぐらいの、見てないですかね。というのは、恐らくそういうのは大多数を占めるであろうというのは、ここにおる方、誰もが分かってることなんですよね。その少数意見を拾い上げるべきじゃないのといつて僕はずっと言っていた話なんで、その少数意見がどんな意見なのか、今の段階で知りたいんですね。もう全部が全部そういう相談やったらいいんですけど、全部が全部じゃないと思うんですよ。そういうコアなといったらあれですけども、どういう声があんのか聞きたいなと思います。

奥本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの杉本委員のご質問にお答えいたします。

割合としましては、まずSNS相談に入るときに、子どもたち自身がその内容に関して選ぶようになっております。これまでの5月から8月までの運用状況では、まず最初に学校のこと、友達のこと、家族のこと、自分のことと4項目から選ぶようになってるんですけども、子どもたちの選択は、これまでの4か月では学校のこと24.5%、友達のこと17%、家族のことは7.8%、一番多いのが自分のことが50.7%と、思春期前期の子どもの特徴だと思うんですが、中学生が皆悩んでる内容かと思うんですが、今、自分がどういう人間なんだろうかということ悩んでいることがなかなか相談できずにいたのが、匿名の相談というところ

ろに結び付いてきている状況にあるかというふうに考えております。

以上です。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 ちょっと使ってみやんと何とも言えへんところあるんですけど、今のお話聞いてざっくり計算したら、二、三%が何か溢れてんのは、これはもういたずらやったりするんですかね。何か白紙であったりとか、そんな、判別できる、これ全部で100%になりますか。僕、今ちょっとざっくり足しただけなんで分かんないですけど。

奥本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの杉本委員のご質問にお答えいたします。

今の申し上げました数字につきましては、少数1位で四捨五入しておりますので、どうしても誤差が生じておまして、100%に合わすようには今してない数字を上げさせていただきましたので、こういうことになっております。申し訳ありません。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 取りあえず1回使ってみたいなというのがやっぱり感想ですよ。今のお話やったら、今の子は大体こういう悩みが多いという話で、解決に向かっている話が多いから、うまく運用できてるという認識でよろしいですね。ありがとうございます。

奥本委員長 ほかに。

藤井本委員。

藤井本委員 やっぱり思春期の子どもたちが悩みを抱えて、誰かに相談したいという中でこの制度というのはいいと思ってます。さっき川崎所長がおっしゃった、5月546件、6月が千何ぼと話しされたわけですけど、これというのは対象者数が、1人の方が5回やったらここに5と出たあるわけですよ。ということで、いわゆるこれになじんでるというてええんか、これが増えるのも、悩みがないということは少ないほうがええという考え方もできるし、何か言ってもらったほうが活用されてるという両極端な考え方も両方あるかと思うんですけど、今、分析として、いわゆるこれになじんでる、使ってる、これは1人の方が10回したらこれ10として載ってきてるから、何人の方が利用されてるかというのは把握されて、逆に言うと、全く利用されていないような方もおられるわけですか。その辺を教えていただきたい。それだけでいいですわ。

奥本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎です。ただいまの藤井本委員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるように、先ほど述べさせていただきました数字は、実際に対応して返信をした数をお伝えさせていただいております。現実には書き込んでいる対象者数としましては、5月で141人、6月で177人、7月で193人ほどが書き込んでいるということになっております。8月はやはり減りまして54人というところになっております。

藤井本委員お話しいただきましたように、この相談が増えるのがいいのか悪いのかというのは一概に言えないところかと思うんですが、相談対応の中では、まずは誰にも相談できな

いということは、その相談の仕方が分からないというところがまず大きいかと思しますので、このSNS相談は相談をするための練習の場所という形で対応のほうを取っていきまして、以前から考えておりますように、最終的にはリアルな人間関係、現実の先生でありますとか、あるいはお父さん、お母さん、保護者の方につながるような形で相談活動のほうを続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 誰に相談しようかなと悩む中で、その悩みを持った人というのは相談しないと思うんですよね。でも、相談しようというのを悩んで、いつしようかなと、それがだんだん遅くなると、こういう制度によってそれがちょっとでも早くなるというのは、私は期待を持っています。もうこれで終わりますけど、今、5月が、さっきのは件数やって、今言うてくれやったのは5月は141人やと、6月は177人、いわゆる200人もいかないんですけど、それぐらいの人数の方が、いろんなもんはあるやろうけども相談ということを出してはる。これは大体、総数の何割ぐらいが、今だから結局これになじんで活用されてると見といたらええんかな、もうこれで終わりますけど。

奥本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの藤井本委員のご質問にお答えいたします。

SNS相談につきましては文字入力を伴いますので、白鳳中学校、新庄中学校の中学校全員に入れさせていただいております。ということで、両方合わせましても1,100人余りが母数になるかと考えておりますから、その幅で今、対応のほうを取っております。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 ということは、1割、10%から20%ぐらいの間で書き込みをされてる方が活用されると、こういうことですよ。始められたところやから、私らも見守る必要もあるやろうし、先生が言う言葉やろうけど、いろんな悩みがあったら教えてねというようなことで頑張りたいと思います。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 それではよろしく申し上げます。この事業につきましては大変先進的な事業で、テレビ等でも紹介されました。1つは今日のスタートということで、朝の時間帯、気分を全ての生徒が打ち込んで、先生がそれを見て声掛けもすると。次に1週間終われば、今週の1週間について金曜日に記録すると、もう一つはSNS相談で様々な相談が、AI相談ができること、3つあるんですね。私がちょっと興味があるのは、今日のスタート、それから今週1週間のことを書く今週のあしあと、それは全ての生徒がやっておられて、継続的にやっておられると。そうすると、生徒の自己認識を育てる、つまり自分自身を客観視したり、あるいは自分がどういう課題を抱えているか言語化したり、そういう意味で子どもの自己成長ということでは大変有効な部分があるのかなというふうに思うんです。そこら辺で、これはもうこど

も・若者サポートセンターはどうしても課題のある子どもが中心だからSNS相談のほうになりますけど、教育現場のほうとしては、多分その自己認識の点でいろいろ先生方もお気づきになったりとか、子どもたち自身も気づいたりとか、そういう意味でこの事業の成果というのはまた別の大きな成果が出てきてるんじゃないかと私は思うんですけど、そこら辺はどういうふうにご考えておられるのか、ちょっとお聞きします。

奥本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの谷原副委員長のご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、子どもたちが自分で選んで、それを今、今日のスタートにつまましては、子どもたちは1か月の自分の変化をその顔の絵で確認することができます。それにつまましては、子どもたち自身が自分の気持ちの変化を客観的に見ることができるというところは最初から想定しておりまして、それにつままして自己認識を高めること、あるいはそれを言葉にすることで言語化するということは知性化の過程で成長に結び付きますので、子どもたちの成長にも結び付くというところは狙いとして持っております。逆にそれを選ばない子ども、入れていない子どもというのは、逆にそれは入れていないのは入れていないでメッセージ性があるというところで、またその辺りもこれから学校の先生方とのICT活用推進委員会でありますとか、教育相談コーディネーター会議を通して、そういう子どもたちにもぜひお声掛けのほうをお願いしながら対応のほうを取っていきたいというふうにご考えております。

以上です。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 ちょっと私の問いの真意が伝わらなかったようなんですが、子どもたち自身がこういう活動を通じてどのように成長したかというのは、子ども自身が気付くのも大事ですし、先生方もお気づきのところが出てくる、長期にわたったことが必要になると思いますので、またそういうことがあれば次の機会に結構ですので、またよろしく願いいたします。

最後一言になりますけど、教育現場では毎日日誌を書かせて担任の先生が見てコメントを入れるというのは昔からよく取られてきたことだし、部活動においても全国レベルの部活動の監督、コーチは大体、選手に毎日の記録を取らせて反省させて次に生かさせると。有名なのは大谷翔平さんですね。彼は小さいときから自分の野球のトレーニングを、日誌をつけて自分で課題を見つけ出して克服していく、今でもされてるそうです。だから、そういう自己認識をする上でこういう記録を長期にわたって継続していくというのも非常に有効だと思いますので、そういうことが子どもたちにどういう影響を与えているかということもまた教えていただけたら、大変、授業をやったとしたら本当に大きな効果があったと思いますので、またよろしく願いいたします。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、本件につままして、本日はこの程度にとどめたいと思います。

それでは最後に、(4)不登校に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきましても、去る8月4日、石田陽彦先生をお招きして不登校に関する勉強会を開催いたしました。まずこのことについての、参加されて講義を受けられた皆様からの感想、ご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。何もなかったですか。

柴田委員。

柴田委員 すごく勉強になりました。不登校がひとくくり、不登校する原因とか、不登校になる子どもたちの心理的なことは様々な要因があるんだなということがすごくよく分かりましたし、私たち大人がその子どもに対するアプローチも本当に気をつけないといけないんだなということがよく分かりました。あと、5歳掛ける3セットの段階的な子どもの心理的な変化ということも勉強になりましたし、私個人としてはもう一回子育てをやり直したいなというふうにつくづく感じました。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 研修で石田先生に私も最後で質問したんですけど、やっぱりコロナということが非常に大きく影響していると。大人が思っている以上に影響しているというところもよく説明を受けましたので、そういったところも鑑みながらこれから進めていかなんかと私は思いました。

奥本委員長 ほかはいかがでしょうか。

いろいろ新しい知見も講義を受けて我々得られたと思うんですけども、私個人的には石田先生おっしゃってた、子どもの頃は親の近くにいて育てる意義というのを強調されてたのが非常に印象に残ってるんです。今もう本当に待機児童をなくして誰でもが保育を受けれるようにというふうに動いてますけども、それはそれで大事やけども、やはり親と一緒にいて成長する部分、特に心のところだと思うんですけども、そこが重要とおっしゃってたのが非常に印象的に残りました。何が正解というのはよく分からないんですけども、今後それがどういう形で先々で不登校になるかもわかりませんが、この不登校という切り口でこの当委員会でも取り上げてるんですけども、あまりにも幅が広くてどこにスポットを当てていくかというのがちょっとまだぼやけてる状況かなと思います。

まず、そしたら続きまして、先般、教育委員会のほうでその先進地の視察ということをおっしゃってました。岡崎市への視察というのを挙げてらっしゃいましたけども、それについて、その後どういう形で動きがあったのかということについて報告をいただきたいと思います。

板橋理事。

板橋教育部理事 教育部、板橋です。

7月6日の水曜日に予定しておりました岡崎市の校内フリースクールの視察でございましたが、台風4号の接近に伴いまして対応が必要になるという可能性が生じたために、急遽、中止させていただきました。再度、先方と調整した結果、9月21日水曜日に改めて訪問させていただくということになりました。視察の結果につきましてはまた後日報告させていただきます。

だきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

奥本委員長 今、校内フリースクールというキーワードが出てきたんですけども、ちょっとその辺の知識を我々持ってないんで、どういうもので何を視察に行こうとされてるのかだけ説明いただけたら助かりますけど。

椿本教育長。

椿本教育長 この岡崎市が先進的に取り組まれているのは、いわゆる学校に通いにくい子どもたちの適応指導教室、本市におきましては當麻のふたかみ教室が中学生、通ってる子どもたちも多いわけですけども、その適応指導教室を学校内の1教室に設置しまして、教室に入れない子どもたちをそこで、割ともうカリキュラムも自由に、常駐のベテランの先生が付いて、また部屋のほうも本市では今年整備していただいた新庄北小学校の通級指導教室のようにリラックスできるような教育環境を整えて子どもたちを迎え入れていると。そういったところを岡崎市の市内にある、20ほど中学校があるとおっしゃったんでしょうか、そこに順次入れていくということで、今はまだ全部入ってないそうなんですけど、その導入されてる学校を視察させていただこうと思っているところです。

奥本委員長 要は、葛城市のふたかみ教室のように、外部につくってるようなものをもう直接学校の中に取り込むというかつくって、それを順次もう市内の各学校に広げていくという、そういう先進的な事例を視察に行かれるということですね。ありがとうございます。

そうしましたら、この件も含めまして、この委員会で今後この不登校に関する事例をどう取り組んでいったらいいか、これ実はもうその後の協議会で検討する次回のこの調査案件の取扱いにも若干触れるんですけども、この方向性のところはある程度ここで見いだせたらなと思うんで、その辺の意見を委員の皆さんにお聞かせいただきたいんですけども、どう進めていきましょうか。ポイントをどこに絞っていこうかという質問のほうがいいかもしれませんね。

藤井本委員。

藤井本委員 これはそもそも私にも責任があって、3月に一般質問して、その結果で思いもよらぬ3桁の100人を超えたという、議員の皆様方もびっくりされたということで、これはやっぱりこの文教を担当する委員会のほうでもやっぱり確認をしていこうというところで、私が提案させていただいて全員一致で調査案件に入れていただいたわけですよ。いわゆる問題として、それが減ってきたらそんでいいんですけども、やっぱりこの間の石田陽彦先生の話聞いてたら、コロナのことについても影響あると。学校のところの教育までは我々はいれないわけですよ。指導するとか何かする学校まで入っていけない。しかし、なられた方に対応する予算を伴うものはどうしていくかということは、私はやっぱり議会も対応していかなあかんことやろうというふうに思います。先ほど教育長おっしゃったけども、新庄北小学校で通級というのをやられている。8月25日には保護者の会、とまりぎというのをこの間やっていただきまして、そのことは私、人数はどれぐらいやってどうかというのも、好評であったということは、聞いたりもするんですけど、中身のことは分からないのでそれは質問しよ

うと思ってるんですけども、そういう予算を伴うようなことを一緒になってやっていったらええのかなと。

そやけど、さっきのAIじゃないですけど、問題がありました、それを変えたい、そんなところまで入っていけないし、今後、不登校というのはどのようにいくか。先ほどあったように校内フリースクールという話もございました。これから進んでいく道は、私、不登校になられた場合の一般的なやり方というのは2つやと思うんです。今、平成29年から日本の法律も変わって、学校そのものに行かなくても、いわゆる出席日数にカウントできるということになったわけですよ。じゃあ、その対応をどうしてあげるかというのんはやっぱり予算を伴うので、こういったところの話をすべきだろうというふうに私は思います。

今、進められてるのは、今、岡崎市の話も出ましたけども、学校でみんなとは勉強できへんけど、学校へ行くことはできる、そんな人、子どもたちのために1つの教室をつくって、そこでもう何しててもいい、何しててもいいというか、中には私は入れないけど、フリースクール的に子どもたちはそこへ入ってもらおうと。今までは保健室でそういうのをやってたわけですけど、コロナのこともあるしなかなかそれはできないとなると、校内でフリースクールをやるというのと、ほかのもう隣の大阪府へ行くと河南町なんかでもやってますけど、一般のところでフリースクールの認定をもらってフリースクールをやっておられるところもある。

3月に話が戻りますけども、私なんかは、そのフリースクールというものを、学童保育所が午前中空いてるんだから、そういうところを使ったらどうですかというような、1つのあくまでも例えばの例としてご提案もさせてもらったけども、外部でのフリースクールというふうなことで、それを建てるのか誘致するとかいろんな問題も出てくる。こういったところに、いわゆる居場所ですね。居場所をどうするかということを考えていくというのが、予算も伴うし、そういう方向で進むのがいいんじゃないかなというふうなことを思いながら、あのときは提案させてもらったつもりです。それより何より、減れば、減っていくと一番いいんですけども、今の状況についてもどうなのかなというところら辺を、また教えていただけるんやったら教えていただけたらありがたいですね、その方向性を見いだすということになれば。

今は以上です。

奥本委員長 要は、今おっしゃった居場所をどうするかですね。その受け皿を我々が予算として協力できるところをどう実現していくかというところですよ、方向性は。

ほかにどんな……。

杉本委員。

杉本委員 調査案件に上がってますし、もちろん問題にしなければならないんですけど、何ができるかなというところが僕はもう最大に考えてて、今日も昨日もおとついても専門家のプロがずっとこれをやっておられるんですよ。取り組んでおられる。それを触れる機会を多くするか近づく方法はないのかなと思うんですね、まずは。その施設ももちろんそうなんですけど。だから、今ちょっとふと思ったのは、それ次行かはんのに、正副委員長、一緒に行ってその

フリースクールを見るとかというのも、ここに上がってる限りは僕は許されるのであれば行くべきなんじゃないのと。全員で行くべきではないと思うんですけども、そもそもフリースクールとは何ぞやというところから始めたほうがいいと思うんで、理事者側が行って見てきてというのは分かるんですけども、もちろんこれは調査案件に上がってるんで、それぐらい近づく努力は、努力という言い方悪いですけども、必要じゃないのかなと。

そのときに、今、僕、聞いてきてほしいのは、そのフリースクールに入ったその後のことですよね。民間のフリースクールを調べたことあるんですけども、結構お金もうけに走ってるところもあると聞いてるんです。そこを卒業した後のことというのが全然フォローできてなくて放り出される状態になってしまったというのも書き込みで、それは嘘かほんまか分からないですよ、行ったことないんで、僕は。そこをどうフォローしてるかというのは、これ結構肝腎やと思うんですよ。その後ね。そこはちょっとしっかり見てきてほしいなというのは、今、藤井本委員もおっしゃったみたいに減ればいい話なので、その辺をどうやってフォローしてるのかというのが、もうかなりその現地の方々特に聞いてきていただきたいなと思います。

以上です。

奥本委員長 フリースクールという受け皿に入られて、その後ですよ。社会にどう溶け込んでいくか、そのフォローがどういう体制になってるかというところが興味あるというところですね。それはまず教育委員会のこの視察のところで見てきていただいて、また報告をお願いします。今、ご提案あった正副委員長がそれについていくどうのこうの、ちょっとこれ何とも申し上げられないんで、またそれは検討させてください。

ほか、どんな感じでしょう。

柴田委員。

柴田委員 校内のフリースクールというお話で、すごくいいなと思うんですけども、以前、川崎所長とちらっとお話しさせていただいたときに、学校に来ることさえ無理な子がいるというふうにお聞きして、もう本当に自ら動くということがなかなか難しい子もいると思うんですよ。ちょっと私が記事を見つけたのが、熊本市が実証事業をされてて、それが仮想空間で不登校児童生徒を支援ということなんですけど、今のICT活用で、インターネット上で仮の教室をつかってそこに参加して勉強するとか、いろいろ先生とお話しするとか、やり方はいろいろあると思うんですよ。小っちゃくやるか大きくやるかというのはあると思うんですけど、もう本当に家から出られない子たちのために何か1つそういった施策もあってもいいのかなというふうに思いますので、そこに私たちが予算をつけたりして協力できるのかなというふうに思っています。意見です。

奥本委員長 今、柴田委員のほうから、熊本市のそういう事例がすごい先進的な取組だなと思って話聞いてたんですけども、その辺は教育委員会で把握されてますか。

川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎です。

ただいまの柴田委員からのご意見、大変ありがたく思っております。教育委員会、こど

も・若者サポートセンターでも検討課題として認識しておりまして、相談をしているところ
です。今後、その実現性に関しても、できるかできないのかを含めて検討していきたいと思
っております。ありがとうございます。

奥本委員長 仮想空間であれ、先ほどから藤井本委員もおっしゃってるその居場所であることには変
わりないかなという気はします。要はそこに参加しやすい体制というところ、そこが重要か
なという気がしますんで、その辺研究されてるんであれば、またその辺の研究結果報告をい
ただけたら助かりますんで、委員のほうでもそういう具体的な熊本市というのがあって、も
う調査されてるんであれば、またその辺のフィードバックをほかの委員にもしてもらえたら
助かりますんで、よろしくお願いします。

ほか、いかがでしょうか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 今後のことということなんですけれども、そもそも始まったのは藤井本委員が一般質
問された。それもそもそも市民の方の相談があつて、それにどう議員として対応していくか、
これもう非常に悩んだと。そういう話をすると、ほかの議員も結構、近所の方から、あるい
はいろいろなついでにご相談を受けるというのがあるんですね。我々議員の観点からすると、
やっぱり保護者をどう支援していくかというのが第一義だろうと思ってるんです。お子さん
についてはやっぱり学校の先生方、それは専門性があるし、いろいろもうその情報もあるわ
けですから一生懸命やっておられる、なかなか難しい問題ですけどね。ですから、そこをど
うサポートできていくのかということ、ちょっと議会としては探れていったらなというふ
うに思います。その上で、いろいろと行政の教育委員会にもご協力をいただくようなことが
できたらなというふうに思ってるんです。保護者の会を、不登校の親御さんの会をつくると。
私も、これはすごくいいですよというふうなことをお伝えしたら、いやもう準備してますい
うことで、もう開かれたということもあるので、これはもう報告するいうてもいろいろ差し
障りがあるからあれですけども、そういう親をサポートするような仕組みがどうつくられ
ていくのかというのがいいのかなと思います。例えば、教育講演会、親学のような、これは
不登校してない方でも親御さんが子育てについて学ぶような教育講演会、学習をやるとか、
これはもう社会教育の中でもいいんですよ。テーマを決めて40人募集して、やっぱりそこ
で親御さんに対してそういう講座をやるとか、不登校に限らずですけど、何かそういうふう
に親御さんを支援するというのがいいのかなというふうに思います。個人的には、不登校の
問題は私も長く携わってきました。相談を受けてるものもあります。実際に全く中学校へ行か
なかつた子が、高校へ入って今、通い始めて、もうちゃんと行っていると。友達もできたと。
大体安心かなと思ってるんですけど、これも基本的には保護者しか相談に来ないですから、
保護者に対してアドバイスもし、励まし、こういうタイミングで子どもが動くようになりますよと、
そのときを捉えたらこうですよとか、いろいろ親を通じて子どもが変わっていくと
ころがあるので、やっぱり親御さんがちゃんとしっかりして、どしっと構えて、もううろた
えず、見通しが持てたら親御さんは意外としっかりと対応されることが多いので、基本はそ
こですね。見通しも含めて親御さんをサポートしていく、それをどうやっていくかというこ

とですね。研究、知恵が出せたらなと私は思っております。

以上です。

奥本委員長 ありがとうございます。親が変わることで子どもが変わるとするのは非常に名言だなと私、聞いてて思ったんですけども、保護者の取組、おっしゃるとおりその辺重要であって、我々もそこに対して何か協力できること、もう藤井本委員おっしゃるように、予算的に何か都合をつけてその辺が寄与できることがあれば、具体的なところで話を進められるなど今聞いてて思いました。

ほかのところはどんな感じですか。今、何点かそしたら出ましたんで、その辺を踏まえた柱にして、今後どう進めていくかとまた考えていきたいと思っております。

そしたら、ちょっと今、先のことに入りましたけど、この辺りでこの件については一旦終わりというか、よろしいですか。何かほかにございますか。

藤井本委員。

藤井本委員 言うてるように、力というか、全体として議会も目を向けるようになって、コロナは終わってないけども、いわゆる数字的にまだ今は増加傾向中なのか、いやちょっと収まってんのか、いや減ってきてましてんと、その行き渋りの子も含めてどういう状況にあるのか、数まで結構ですけど、そこらを教えていただけるんだったら。

奥本委員長 不登校の子が葛城市は3桁に届くような勢いだということから一般質問されてこれが入ってるというところで、今その後、同じ傾向なんか、減ってるのか、逆に増えるのか、その辺りを今お知りになりたいという質問でした。その辺、把握されてますか。いかがでしょう。

椿本教育長。

椿本教育長 数字的には、当然、7月末の1学期の終わりの段階での、いわゆる出席簿における欠席状況とかは確認しています。確認できるんですけども、それがどこまで不登校の部類になってくるのかというはまだやっぱり精査も必要ですし、学校との調整もできてない、調整というか相談もできてないので、しっかりとした数字を今ここで言うことは控えさせていただきたいと思っておりますが、傾向的にはこの間の石田先生の話にもありますように、社会情勢的には大きく変わっていないので、やはり不登校の数は全国的にも増加傾向にあるというふうには私自身も認識しています。ただ、昨年度末、いろんな意見もいただく中で、今年度から教育相談コーディネーターを置いて、できる限り学校で子どもたちのいわゆる学びの場を、別室も含めて取り組んでいこうということで全職員で協力してやらせていただいているので、出席としてカウントできる日数は昨年度と比べて増えてるんじゃないかというふうには今、思っているところです。そういった意味で、今年度末、また数字が明らかになるんですけども、それが数が減ったから成果があったとか、また増えたから成果がなかったとか、そんな議論にはならない、してほしくないというふうには思っています。今、現場のほうでも、本当にコロナ禍の中でいろんな子どもたちに多くの支援をできるように教員も取り組んでいるところですので、その辺りは見守っていただきたいというふうには考えています。

奥本委員長 藤井本委員、いかがですか。

藤井本委員。

藤井本委員 教育の現場の声ということで、今、教育長がおっしゃられて、それはそれでよく分かります。こんなんここで言うべきかどうか分からんけど、葛城市の総合計画、10年ずつの総合計画をつくってるわけですよ。第二次の総合計画見ても不登校を減らしていきましょうと、数字まで入れてやってるんです。そういうのもある中で、やっぱりまち全体として目を向けていかなければならないという中で増えてきて、コロナが原因であろうとしても増えてきてるので、確かに言えない部分、言えないというか、あんまり公にできない部分というのはあるかと思います。しかしそれはそうじゃなくて、いろんなことをやっていただいている、それに対するその実績はあったと、しかしこっちはこっちでまた増えたと、こんなん出てくるやろうと思いますけども、それに対して、例えば何かの1つの教室を通級というものをやられたと。じゃあ、その通級に今どれぐらいの方来られてんねんとか、何かそういう成果的なものというのはやっぱり随時教えていただけたらなというふうにお願いしておきたいと思います。

以上です。

奥本委員長 ほかに不登校に関する事で何かないですか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、本件につきましては、本日はこの程度にとどめたいと思います。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。

増田議員。

(増田議員の発言あり)

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

皆さん、長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。本当に厚生文教常任委員会というのはもう扱う範囲が非常に広くて、1つの案件でもその中で更に分岐していくことが多過ぎるというか多いです。ですから、必然的に時間もかかるんですけども、その中でもやはり問題意識を持っていろんな意見出していただいたこと、本当に感謝申し上げます。また、あとひと月半ですけども、この委員会で取り上げた内容を、次の新しいメンバー改選になってもうまく生かさせていただけるように、冒頭に申しましたように何らかのまとめみたいな報告書というか、何か書面にして残したいと思っておりますので、あともうしばらくご協力をお願いしたいと思います。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

これをもちまして厚生文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時39分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長

奥本 佳史

厚生文教常任委員会副委員長

谷原 一安